



税 務 統 計

令和5年度版
(2023年)

和泉市総務部税務室

目 次

1. 市の概要と財政

(1) 位置及び面積	4
(2) 人口・世帯数の推移	4
(3) 行政機構図	5
(4) 税務職員数	7
(5) 事務分掌規則	7
(6) 令和4年度一般会計予算額及び決算額	8
(7) 一般会計歳入歳出予算現額の推移	11
(8) 一般会計歳入歳出決算額の推移	13
(9) 市税決算額等の推移	15
(10) 市税税目別収入額と構成比の推移	18

2. 市民税

(1) 納税義務者数の推移（課税状況等の調）	19
(2) 所得区分別所得割額等の推移（課税状況等の調）	21
(3) 令和5年度課税標準額段階別所得割額等に関する調	25
(4) 市民税の調定額等の推移（決算）	27
ア 納税義務者数の推移	27
イ 調定額の推移	27

3. 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税の課税状況調（概要調書）	29
ア 納税義務者数の推移	29
イ 土地	30
ウ 家屋	31
エ 償却資産	33
(2) 都市計画税の課税状況調（概要調書）	34
ア 納税義務者数の推移	34
イ 課税標準額等の推移	34
(3) 国有資産等所在市町村交付金（決算）	35
(4) 固定資産税等の調定額の推移（決算）	36

4. 諸 税

(1) 軽自動車税の推移（決算）	37
ア 課税台数の推移	37
イ 調定額の推移	38
(2) 市たばこ税の推移（決算）	38
ア 令和4年度月別調定額等の推移	38
イ 売渡本数等の推移	39

5. 納 税

(1) 納期前納付報奨金の推移	40
(2) 督促手数料及び延滞金収入額の推移	40
(3) 口座振替利用状況の推移	41
(4) 市税証明発行件数等の推移	43
(5) 差押処分状況の推移	44
(6) 不納欠損処分状況の推移	45

6. 税 制

(1) 令和5年度和泉市税の税率	47
(2) 和泉市税の税率の推移（昭和58年度以降）	51
(3) 市町村税の税率等の推移	63
ア 市町村民税	63
(ア) 個人	63
(イ) 法人	89
イ 固定資産税	93
ウ 軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税）	103
エ 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）	103
オ 電気税及びガス税（電気ガス税）	107
カ 都市計画税	109
キ 木材引取税	111
ク 特別土地保有税	111

1. 市の概要と財政

(1) 位置及び面積

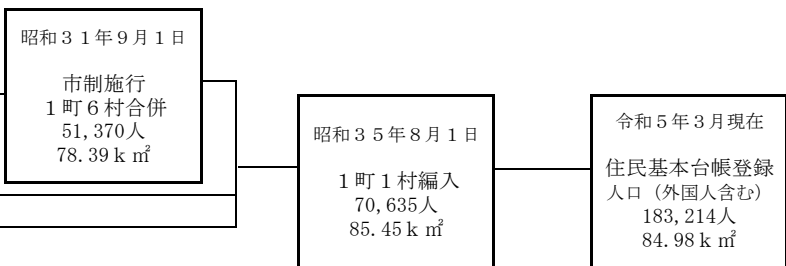
和泉市の位置

◎ 位置 (市役所)	
東経	135° 25' 25"
北緯	34° 29' 01"
◎ 面積	
	84.98km ²
東西	6.9 km
南北	18.8 km
◎ 海拔	
最高	885.7 m
最低	9.2 m



市の変遷

和泉町	21,661人	9.54 k m ²
北池田村	4,440人	4.60 k m ²
南池田村	7,011人	12.63 k m ²
北松尾村	5,845人	4.23 k m ²
南松尾村	4,179人	10.84 k m ²
横山村	6,514人	20.68 k m ²
南横山村	1,720人	15.87 k m ²
八坂町	5,935人	0.35 k m ²
信太村	7,233人	6.71 k m ²



(2) 人口・世帯数の推移

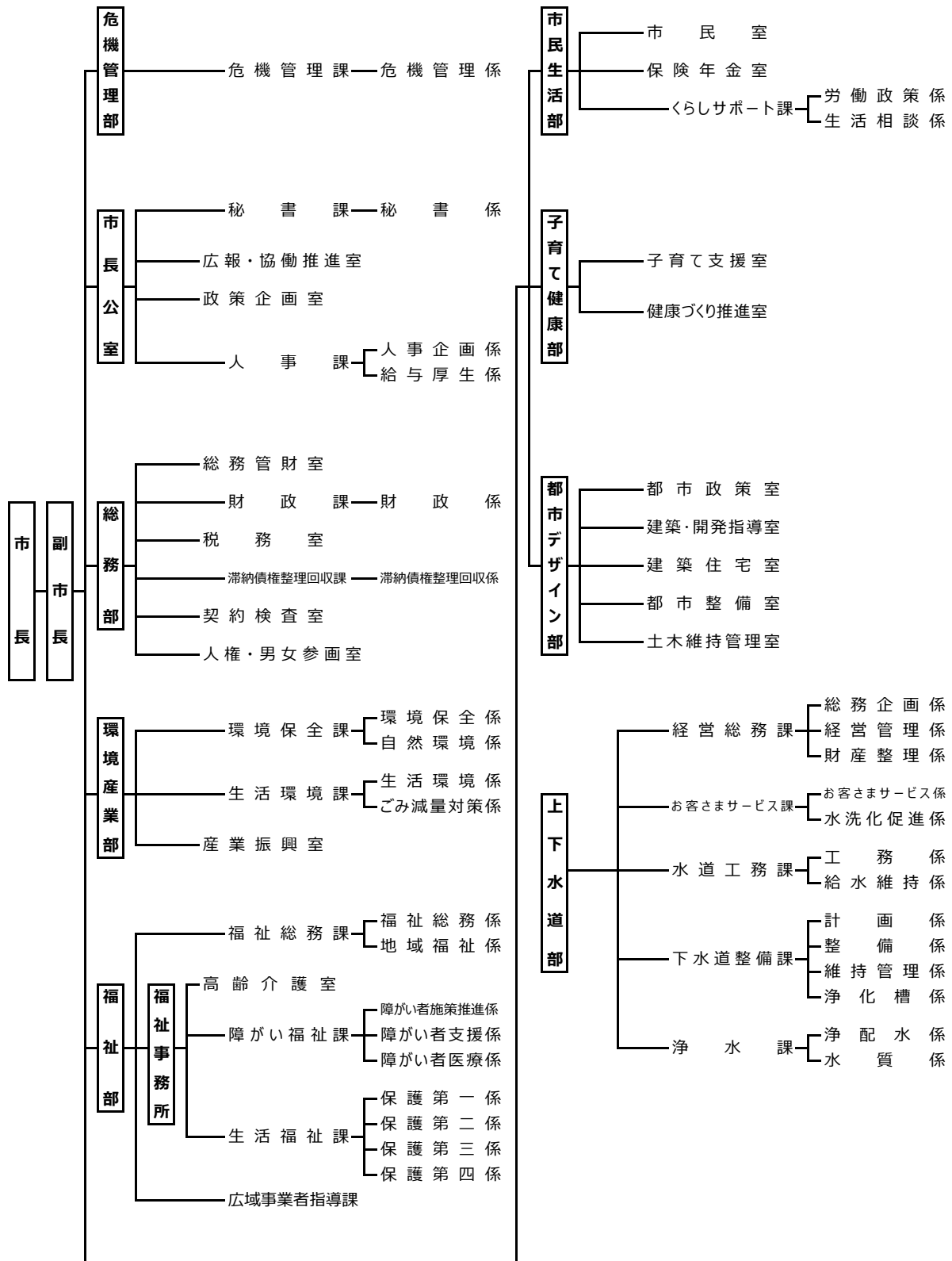
(単位：人、世帯、%)

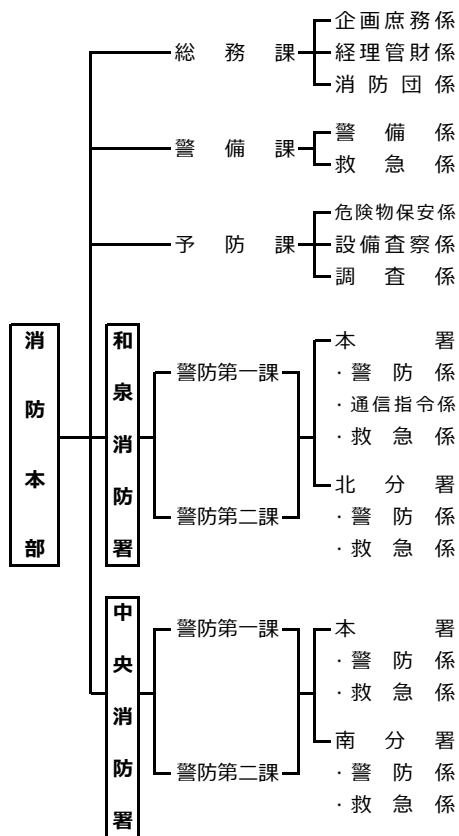
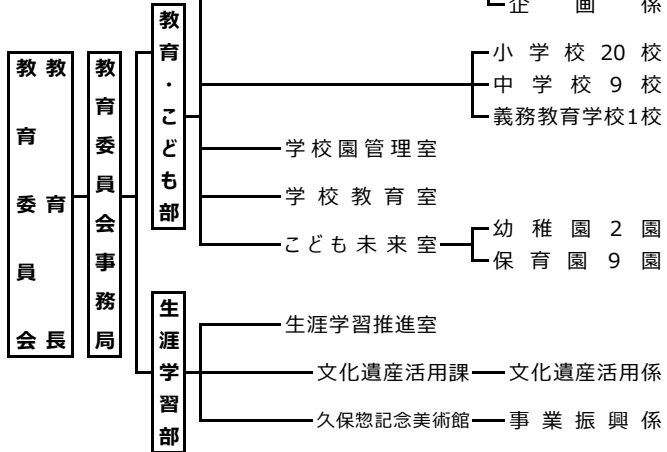
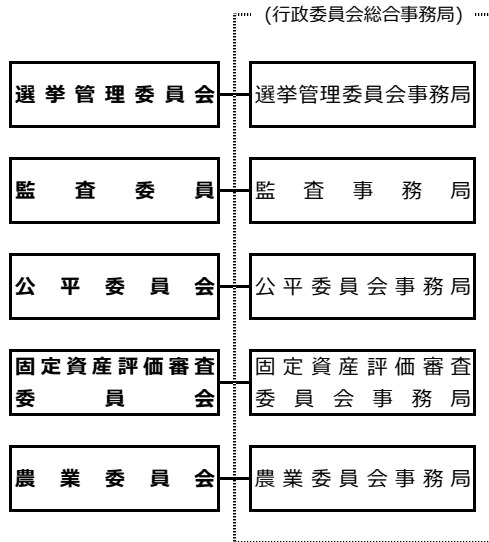
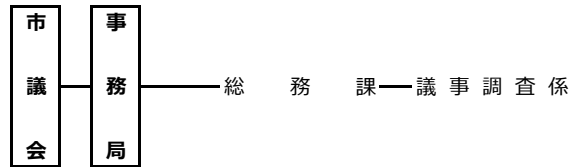
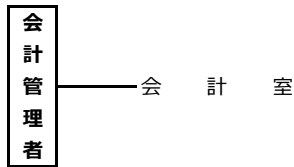
区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
人口	男	90,992	90,855	90,481	90,324	90,050	90,017	89,869	89,407	88,918	88,489
	女	96,287	96,311	96,120	96,046	95,886	95,873	95,921	95,406	95,267	94,725
	計	187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185	183,214
世帯数	74,921	75,771	76,396	77,122	77,809	78,823	79,885	80,526	80,900	81,570	
人口伸率	99.9	99.9	99.7	99.9	99.8	100.0	99.9	99.5	99.7	99.5	
人口密度	2,204	2,202	2,196	2,193	2,188	2,187	2,186	2,175	2,167	2,156	

(注) 各年3月末現在

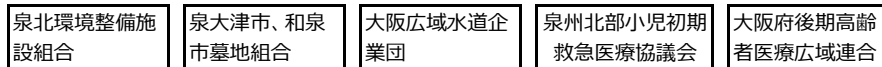
(3) 行政機構図

(令和5年4月1日現在)





(一部事務組合等)



(4) 税務職員数

(令和5年4月1日現在)

担当	グループ	職 員 数									
		室長	課長	参事 (総括参事含む)	総括主幹	総括主査	主査	主任 (再任用含む)	主事	小計	
資産税	家屋・償却	1	1	0	1	1	0	1	5	15	
	土地					1	0	1	3		
	計					1	0	1	2		0
市民税	市民税		1	1	0	1	1	0	2	1	12
	特徴・諸税						1	0	3	2	
	計						1	0	1	2	
納税	納税管理		1	1	0	1	1	0	3	1	7
	計						1	0	1	1	
合計			1	3	0	3	5	0	10	12	34

(5) 事務分掌規則

(和泉市事務分掌規則抜粋)

税務室

- (1) 税制度の総合的な調査及び研究に関すること。
- (2) 税収の確保及び向上に係る企画立案に関すること。
- (3) 市税及び府民税（以下「市税等」という。）の賦課、徴収等に関すること。
- (4) 市税等の審査請求及び減免に関すること。
- (5) 市税等に係る証明及び閲覧に関すること。
- (6) 固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市税に関すること。
- (10) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (11) 罹災証明（火災に係るものを除く。）に関すること。

(6) 令和4年度一般会計予算額及び決算額

ア 歳 入

(単位：円、%)

科 目	予算現額 A	決 算 額			
		収入済額 B	構成比	B - A	B / A
1 市 税	23,689,958,000	24,458,124,009	33.28	768,166,009	1.03
2 地 方 譲 与 税	337,382,000	344,665,000	0.47	7,283,000	1.02
3 利 子 割 交 付 金	25,000,000	24,236,000	0.03	△ 764,000	0.97
4 配 当 割 交 付 金	200,000,000	202,363,000	0.28	2,363,000	1.01
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	190,000,000	144,824,000	0.20	△ 45,176,000	0.76
6 法 人 事 業 税 交 付 金	250,000,000	326,424,000	0.44	76,424,000	1.31
7 地 方 消 費 税 交 付 金	4,080,000,000	4,111,676,000	5.60	31,676,000	1.01
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	38,000,000	30,677,220	0.04	△ 7,322,780	0.81
9 環 境 性 能 割 交 付 金	100,000,000	76,731,453	0.10	△ 23,268,547	0.77
10 国 有 提 供 助 成 交 付 金 *1	215,337,000	217,626,000	0.30	2,289,000	1.01
11 地 方 特 例 交 付 金	239,777,000	245,781,000	0.33	6,004,000	1.03
12 地 方 交 付 税	8,500,000,000	9,421,767,000	12.82	921,767,000	1.11
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	27,478,000	26,630,000	0.03	△ 848,000	0.97
14 分 担 金 及 び 負 担 金	256,758,000	241,948,210	0.33	△ 14,809,790	0.94
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,151,199,000	1,107,306,594	1.51	△ 43,892,406	0.96
16 国 庫 支 出 金	20,954,810,000	19,002,358,989	25.86	△ 1,952,451,011	0.91
17 府 支 出 金	5,686,985,000	5,458,636,759	7.43	△ 228,348,241	0.96
18 財 産 収 入	1,222,501,000	1,258,997,360	1.71	36,496,360	1.03
19 寄 附 金	751,000,000	669,274,693	0.91	△ 81,725,307	0.89
20 繰 入 金	4,751,317,000	1,466,959,097	2.00	△ 3,284,357,903	0.31
21 諸 収 入	493,275,000	584,688,108	0.80	91,413,108	1.19
22 市 債	6,383,000,000	3,310,100,000	4.50	△ 3,072,900,000	0.52
23 繰 越 金	753,470,000	753,470,103	1.03	103	1.00
合 計	80,297,247,000	73,485,264,595	100.00	△ 6,811,982,405	0.92

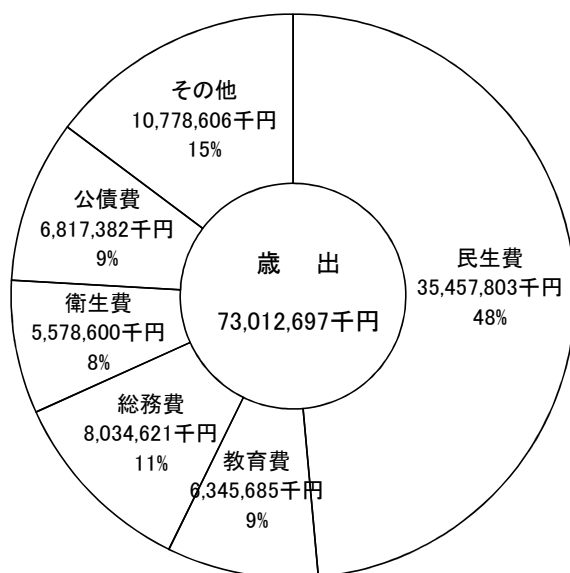
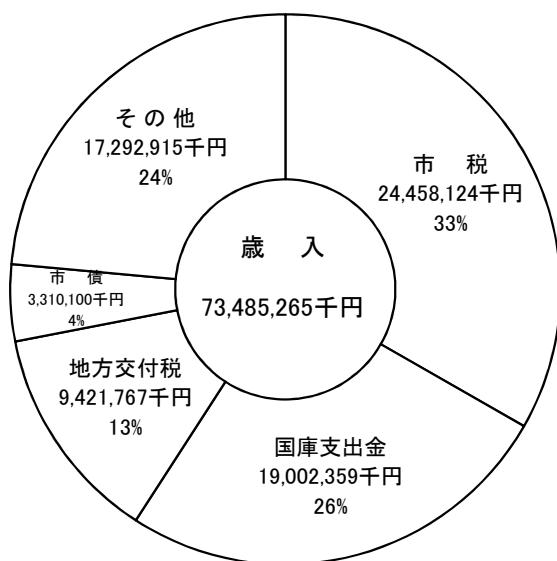
(注) *1 国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

イ 歳 出

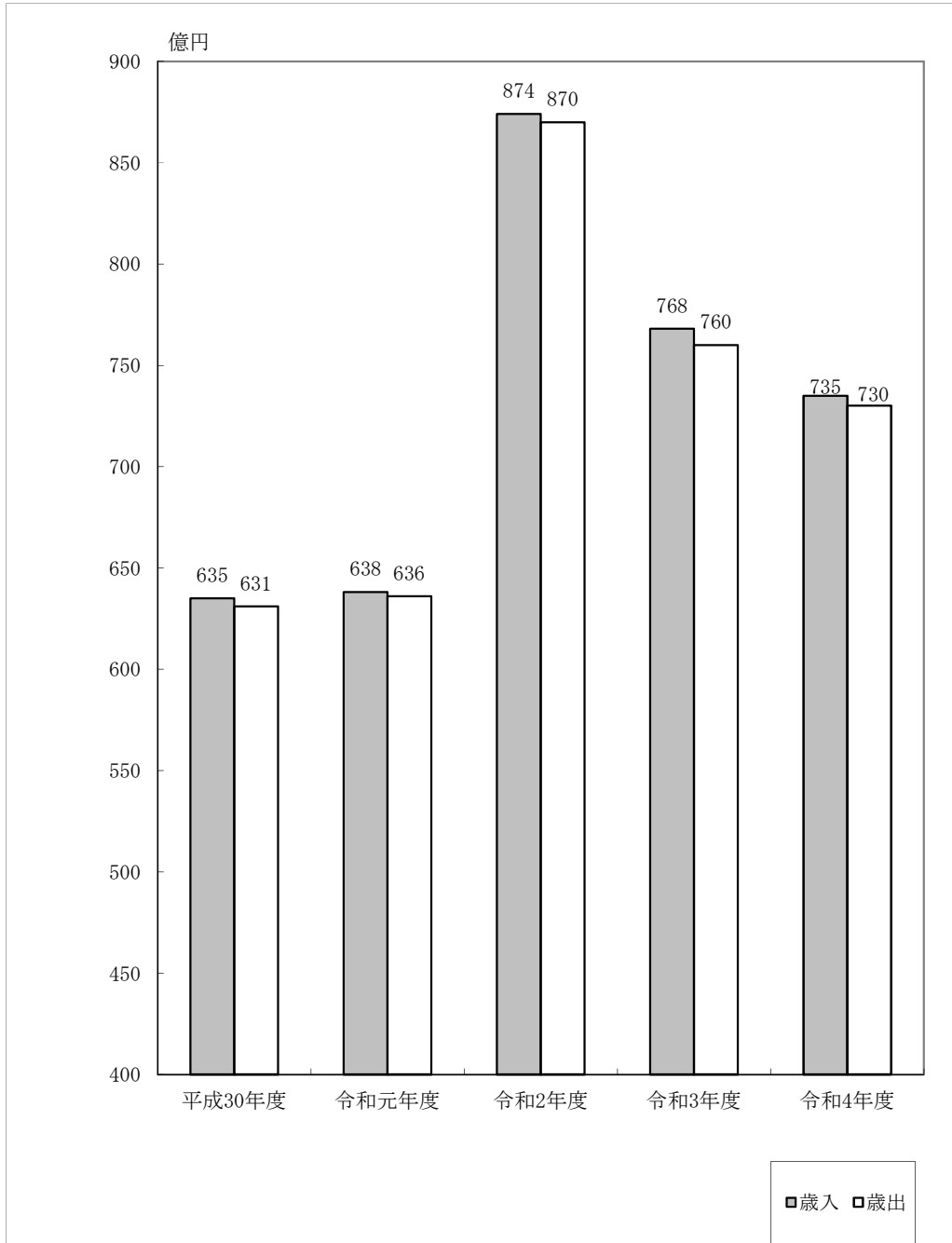
科 目	予算現額 C	決 算 額			
		支出済額 D	構成比	D - C	D / C
1 議 会 費	408,732,000	396,285,949	0.54	△ 12,446,051	0.97
2 総 務 費	8,535,496,000	8,034,620,772	11.00	△ 500,875,228	0.94
3 民 生 費	38,218,639,000	35,457,802,767	48.57	△ 2,760,836,233	0.93
4 衛 生 費	6,728,640,000	5,578,599,915	7.64	△ 1,150,040,085	0.83
5 農 林 水 産 業 費	562,231,000	514,625,676	0.70	△ 47,605,324	0.92
6 商 工 費	2,029,525,000	1,925,315,669	2.64	△ 104,209,331	0.95
7 土 木 費	4,272,938,000	3,682,666,196	5.05	△ 590,271,804	0.86
8 消 防 費	2,078,070,000	1,978,764,453	2.71	△ 99,305,547	0.95
9 教 育 費	7,829,255,000	6,345,685,341	8.69	△ 1,483,569,659	0.81
10 災 害 復 旧 費	4,000	0	0.00	△ 4,000	0.00
11 公 債 費	6,994,111,000	6,817,382,229	9.34	△ 176,728,771	0.97
12 諸 支 出 金	2,539,606,000	2,280,948,390	3.12	△ 258,657,610	0.90
13 予 備 費	100,000,000	0	0.00	△ 100,000,000	0.00
合 計	80,297,247,000	73,012,697,357	100.00	△ 7,284,549,643	0.91

〔決算書より〕

ウ 令和4年度一般会計決算額の構成比



エ 一般会計歳入歳出決算額の推移図



(7) 一般会計歳入歳出予算現額の推移

ア 歳 入

区 分 科 目	平成30年度			令和元年度		
	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
1 市 税	23,217,057	32.24	100.04	23,619,350	33.60	101.73
2 地 方 譲 与 税	320,000	0.44	106.67	329,953	0.47	103.11
3 利 子 割 交 付 金	50,000	0.07	100.00	80,000	0.11	160.00
4 配 当 割 交 付 金	150,000	0.21	78.95	180,000	0.26	120.00
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	160,000	0.22	145.45	160,000	0.23	100.00
6 法 人 事 業 税 交 付 金	—	—	—	—	—	—
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,050,000	4.24	98.39	3,200,000	4.55	104.92
8 ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.05	100.00	38,000	0.05	100.00
9 環 境 性 能 割 交 付 金 *1	150,000	0.21	125.00	110,000	0.16	73.33
10 国 有 提 供 助 成 交 付 金 *2	217,584	0.30	99.97	217,584	0.31	100.00
11 地 方 特 例 交 付 金	180,000	0.25	120.00	230,000	0.33	127.78
12 地 方 交 付 税	7,100,000	9.86	97.26	7,350,000	10.46	103.52
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	26,483	0.04	99.30	23,174	0.03	87.51
14 分 担 金 及 び 負 担 金	471,747	0.66	96.80	322,861	0.46	68.44
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,234,898	1.72	101.56	1,189,156	1.69	96.30
16 国 庫 支 出 金	15,560,470	21.61	103.38	15,157,235	21.56	97.41
17 府 支 出 金	5,617,707	7.80	117.37	5,650,490	8.04	100.58
18 財 産 収 入	12,994	0.02	2.32	524,907	0.75	4039.61
19 寄 附 金	2,249,200	3.12	118.21	1,007,360	1.43	44.79
20 繰 入 金	3,288,889	4.57	97.00	2,559,276	3.64	77.82
21 諸 収 入	507,692	0.70	101.09	1,314,347	1.87	258.89
22 市 債	8,207,100	11.40	127.43	6,682,100	9.51	81.42
23 繰 越 金	195,045	0.27	52.95	345,021	0.49	176.89
合 計	72,004,866	100.00	103.58	70,290,814	100.00	97.62

(注) *1 平成30年度・令和元年度の110,000千円のうち70,000千円は自動車取得税交付金の科目

*2 国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

イ 歳 出

区 分 科 目	平成30年度			令和元年度		
	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
1 議 会 費	413,401	0.57	100.05	415,119	0.59	100.42
2 総 務 費	6,484,875	9.01	108.15	6,665,154	9.48	102.78
3 民 生 費	31,945,923	44.37	104.33	34,201,484	48.66	107.06
4 衛 生 費	5,526,843	7.68	102.76	4,979,601	7.08	90.10
5 農 林 水 産 業 費	1,279,308	1.78	239.23	1,123,746	1.60	87.84
6 商 工 費	391,781	0.54	98.57	319,379	0.45	81.52
7 土 木 費	5,363,883	7.45	116.48	3,733,999	5.31	69.61
8 消 防 費	1,792,392	2.49	114.60	2,231,604	3.18	124.50
9 教 育 費	10,735,386	14.91	101.26	8,252,152	11.74	76.87
10 災 害 復 旧 費	375,884	0.52	300.70	61,304	0.09	16.31
11 公 債 費	6,499,057	9.02	97.96	6,693,711	9.52	103.00
12 諸 支 出 金	1,193,161	1.66	45.73	1,577,839	2.25	132.24
13 予 備 費	2,972	0.00	8.19	35,722	0.05	1,201.95
合 計	72,004,866	100.00	103.58	70,290,814	100.00	97.62

〔決算書より〕

(単位：千円、%)

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
23,874,415	25.22	101.08	21,966,891	26.24	92.01	23,689,958	29.50	107.84
331,149	0.35	100.36	321,165	0.38	96.99	337,382	0.42	105.05
50,000	0.05	62.50	30,000	0.04	60.00	25,000	0.03	83.33
160,000	0.17	88.89	150,000	0.18	93.75	200,000	0.25	133.33
90,000	0.10	56.25	90,000	0.11	100.00	190,000	0.24	211.11
200,000	0.21	—	180,000	0.22	90	250,000	0.31	90.00
3,500,000	3.70	109.38	3,600,000	4.30	102.86	4,080,000	5.08	113.33
38,000	0.04	100.00	38,000	0.05	100.00	38,000	0.05	100.00
60,000	0.06	150.00	40,000	0.05	66.67	100,000	0.12	250.00
218,643	0.23	100.49	218,643	0.26	100.00	215,337	0.27	98.49
240,000	0.25	104.35	680,000	0.81	283.33	239,777	0.30	35.26
7,500,000	7.92	102.04	7,800,000	9.32	104.00	8,500,000	10.59	108.97
21,974	0.02	94.82	24,886	0.03	113.25	27,478	0.03	110.42
260,491	0.28	80.68	235,372	0.28	90.36	256,758	0.32	109.09
1,205,562	1.27	101.38	1,172,059	1.40	97.22	1,151,199	1.43	98.22
37,233,162	39.32	245.65	24,008,790	28.68	64.48	20,954,810	26.10	87.28
5,585,258	5.90	98.85	5,726,292	6.84	102.53	5,686,985	7.08	99.31
241,732	0.26	46.05	547,925	0.65	226.67	1,222,501	1.52	223.11
565,624	0.60	56.15	882,300	1.05	155.99	751,000	0.94	85.12
4,968,442	5.25	194.13	5,511,791	6.58	110.94	4,751,317	5.92	86.20
481,100	0.51	36.60	513,369	0.61	106.71	493,275	0.61	96.09
7,711,600	8.14	115.41	9,537,100	11.39	123.67	6,383,000	7.95	66.93
145,345	0.15	42.13	442,911	0.53	304.73	753,470	0.94	170.12
94,682,497	100.00	134.70	83,717,494	100.00	88.42	80,297,247	100.00	95.91

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
403,043	0.42	97.09	416,476	0.50	103.33	408,732	0.51	98.14
7,892,472	8.33	118.41	10,573,322	12.63	133.97	8,535,496	10.63	80.73
54,181,903	57.23	158.42	41,225,795	49.24	76.09	38,218,639	47.60	92.71
5,414,077	5.72	108.73	6,460,076	7.72	119.32	6,728,640	8.38	104.16
534,735	0.57	47.59	625,591	0.75	116.99	562,231	0.70	89.87
1,606,669	1.70	503.06	1,041,026	1.24	64.79	2,029,525	2.53	194.95
5,234,741	5.53	140.19	4,662,041	5.57	89.06	4,272,938	5.32	91.65
1,637,661	1.73	73.38	1,562,009	1.86	95.38	2,078,070	2.58	133.04
8,781,204	9.27	106.41	6,974,536	8.33	79.43	7,829,255	9.75	112.25
4	0.00	0.01	4	0.00	100.00	4	0.00	100.00
6,825,176	7.21	101.96	8,394,455	10.03	122.99	6,994,111	8.71	83.32
2,083,012	2.20	132.02	1,686,754	2.02	80.98	2,539,606	3.16	150.56
87,800	0.09	245.79	95,409	0.11	108.67	100,000	0.13	104.81
94,682,497	100.00	134.70	83,717,494	100.00	88.42	80,297,247	100.00	95.91

(8) 一般会計歳入歳出決算額の推移

ア 歳 入

区 分 科 目	平成 30 年度			令和元年度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
1 市 税	23,680,435	37.31	100.52	24,089,652	37.76	101.73
2 地 方 譲 与 税	318,709	0.50	101.52	325,609	0.51	102.16
3 利 子 割 交 付 金	57,770	0.09	94.50	35,216	0.06	60.96
4 配 当 割 交 付 金	137,502	0.22	79.29	162,499	0.25	118.18
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	116,532	0.18	66.34	93,528	0.15	80.26
6 法 人 事 業 税 交 付 金	3,026,816	4.77	97.76	2,886,969	4.53	95.38
7 地 方 消 費 税 交 付 金	30,899	0.05	95.94	29,553	0.05	95.64
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	172,868	0.27	107.93	92,081	0.14	53.27
9 環 境 性 能 割 交 付 金	—	—	—	28,663	0.04	—
10 国 有 提 供 助 成 交 付 金 *1	217,584	0.34	100.00	218,643	0.34	100.49
11 地 方 特 例 交 付 金	176,120	0.28	111.49	214,228	0.34	121.64
12 地 方 交 付 税	7,456,715	11.75	103.40	7,648,345	11.99	102.57
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22,130	0.03	91.24	21,303	0.03	96.26
14 分 担 金 及 び 負 担 金	422,073	0.67	96.35	336,785	0.53	79.79
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,160,123	1.83	98.37	1,143,789	1.79	98.59
16 国 庫 支 出 金	13,633,242	21.48	96.21	14,162,956	22.20	103.89
17 府 支 出 金	4,602,026	7.25	105.06	5,129,910	8.04	111.47
18 財 産 収 入	39,657	0.06	6.98	536,327	0.84	1,352.41
19 寄 附 金	1,711,473	2.70	99.38	196,108	0.31	11.46
20 繰 入 金	798,953	1.26	75.62	814,198	1.28	101.91
21 諸 収 入	624,395	0.98	104.98	978,044	1.53	156.64
22 市 債	4,871,100	7.67	100.56	4,305,600	6.75	88.39
23 繰 越 金	195,045	0.31	52.95	345,021	0.54	176.89
合 計	63,472,167	100.00	98.40	63,795,027	100.00	100.51

(注) *1 国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

イ 歳 出

区 分 科 目	平成 30 年度			令和元年度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
1 議 会 費	398,010	0.63	99.02	401,471	0.63	100.87
2 総 務 費	6,033,275	9.56	105.64	5,375,112	8.45	89.09
3 民 生 費	28,858,000	45.71	99.08	32,137,447	50.49	111.36
4 衛 生 費	4,940,134	7.82	101.31	4,530,517	7.12	91.71
5 農 林 水 産 業 費	496,835	0.79	98.26	741,301	1.16	149.20
6 商 工 費	355,806	0.56	97.83	294,126	0.46	82.66
7 土 木 費	4,866,005	7.71	120.39	3,288,778	5.17	67.59
8 消 防 費	1,702,222	2.70	113.80	2,157,626	3.39	126.75
9 教 育 費	7,752,181	12.28	87.54	6,900,729	10.84	89.02
10 災 害 復 旧 費	208,766	0.33	2,314.48	56,465	0.09	27.05
11 公 債 費	6,464,011	10.24	98.94	6,615,852	10.39	102.35
12 諸 支 出 金	1,051,902	1.67	44.01	1,150,257	1.81	109.35
13 予 備 費	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
合 計	63,127,147	100.00	98.16	63,649,681	100.00	100.83

〔決算書より〕

(単位：千円、%)

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
24,009,805	27.45	99.67	23,795,183	30.99	99.11	24,458,124	33.28	102.79
325,218	0.37	99.88	342,343	0.45	105.27	344,665	0.47	100.68
34,186	0.04	97.08	27,576	0.04	80.66	24,236	0.03	87.89
144,848	0.17	89.14	217,974	0.28	150.48	202,363	0.28	92.84
164,031	0.19	175.38	244,980	0.32	149.35	144,824	0.20	59.12
95,934	0.11	2117748.34	229,319	0.30	239.04	326,424	0.44	142.34
3,612,847	4.13	12224.98	3,950,940	5.15	109.36	4,111,676	5.60	104.07
25,285	0.03	27.46	29,503	0.04	116.68	30,677	0.04	103.98
55,053	0.06	192.07	66,477	0.09	120.75	76,732	0.10	115.43
218,643	0.25	100.00	215,337	0.28	98.49	217,626	0.30	101.06
228,151	0.26	106.50	395,026	0.51	173.14	245,781	0.33	62.22
7,473,414	8.54	97.71	9,236,803	12.03	123.60	9,421,767	12.82	102.00
24,071	0.03	112.99	25,872	0.03	107.48	26,630	0.04	102.93
198,011	0.23	58.79	230,857	0.30	116.59	241,948	0.33	104.80
1,111,978	1.27	97.22	1,097,734	1.43	98.72	1,107,307	1.51	100.87
35,757,231	40.88	252.47	21,664,700	28.22	60.59	19,002,359	25.86	87.71
5,183,314	5.92	101.04	5,271,639	6.87	101.70	5,458,637	7.43	103.55
39,552	0.05	7.37	138,784	0.18	350.89	1,258,997	1.71	907.16
530,495	0.60	270.51	858,741	1.12	161.88	669,275	0.91	77.94
1,689,169	1.93	207.46	1,077,890	1.40	63.81	1,466,959	2.00	136.10
600,314	0.69	61.38	782,133	1.02	130.29	584,688	0.80	74.76
5,800,300	6.63	134.72	6,422,200	8.37	110.72	3,310,100	4.50	51.54
145,345	0.17	42.13	442,911	0.58	304.73	753,470	1.02	170.12
87,467,195	100.00	137.11	76,764,922	100.00	87.76	73,485,265	100.00	95.73

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
384,719	0.44	95.83	402,151	0.53	104.53	396,286	0.54	98.54
6,711,998	7.71	124.87	9,523,639	12.53	141.89	8,034,621	11.00	84.37
51,014,855	58.63	158.74	37,022,545	48.71	72.57	35,457,803	48.57	95.77
4,971,065	5.71	109.72	5,767,570	7.58	116.02	5,578,600	7.64	96.72
460,010	0.53	62.05	558,308	0.73	121.37	514,626	0.70	92.18
1,326,082	1.52	450.86	918,273	1.21	69.25	1,925,316	2.64	209.67
4,873,959	5.60	148.20	4,264,732	5.61	87.50	3,682,666	5.05	86.35
1,579,372	1.81	73.20	1,512,048	1.99	95.74	1,978,764	2.71	130.87
6,919,085	7.95	100.27	6,124,836	8.06	88.52	6,345,685	8.69	103.61
0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-
6,757,587	7.77	102.14	8,271,032	10.88	122.40	6,817,382	9.34	82.42
2,025,552	2.33	176.10	1,646,318	2.17	81.28	2,280,948	3.12	138.55
0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
87,024,284	100.00	136.72	76,011,452	100.00	87.35	73,012,697	100.00	96.05

(9) 市税決算額等の推移

税 目		区 分	平 成 30 年 度			
			調 定 額 A	収 入 額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
市 民 税	個 人	均 等 割	289,605	287,377	99.2	101.3
		所 得 割	9,303,510	9,231,872	99.2	101.7
		うち退職分	91,159	91,159	100.0	127.1
		小 計	9,593,115	9,519,249	99.2	101.7
		滞納繰越分	240,297	91,800	38.2	90.2
	法 人	均 等 割	463,204	462,973	100.0	103.3
		法 人 税 割	1,070,331	1,069,797	100.0	103.0
		小 計	1,533,535	1,532,770	100.0	103.1
		滞納繰越分	13,200	4,546	34.4	98.1
	計		11,380,147	11,148,365	98.0	101.8
固 定 資 産 税	土 地	3,386,992	3,370,488	99.5	99.8	
	家 屋	4,590,441	4,568,043	99.5	98.4	
	償 却 資 産	1,170,219	1,164,548	99.5	104.2	
	小 計	9,147,652	9,103,079	99.5	99.6	
	滞 納 繰 越 分	233,160	69,111	29.6	71.2	
	交 付 金	83,353	83,353	100.0	98.5	
	計	9,464,165	9,255,543	97.8	99.3	
軽 自 動 車 税		355,868	347,597	97.7	104.8	
滞 納 繰 越 分		22,964	7,624	33.2	118.5	
市 た ば こ 税		1,043,398	1,043,398	100.0	99.1	
特 別 土 地 保 有 税		0	0	—	—	
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	
都 市 計 画 税		1,872,718	1,863,561	99.5	99.3	
滞 納 繰 越 分		48,244	14,347	29.7	71.0	
現 年 課 税 分 合 計		23,629,639	23,493,007	99.4	100.7	
滞 納 繰 越 分 合 計		557,865	187,428	33.6	81.5	
市 税 合 計		24,187,504	23,680,435	97.9	100.5	

〔地方財政状況調査表第6表による〕

(単位：千円、%)

令和元年度				令和2年度			
調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比	調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
294,705	292,393	99.2	101.7	300,038	297,696	99.2	101.8
9,409,093	9,335,288	99.2	101.1	9,611,744	9,536,708	99.2	102.2
64,339	64,339	100.0	70.6	86,336	86,336	100.0	134.2
9,703,798	9,627,681	99.2	101.1	9,911,782	9,834,404	99.2	102.1
206,482	86,533	41.9	94.3	187,666	75,226	40.1	86.9
473,763	473,083	99.9	102.2	451,975	445,983	98.7	94.3
1,107,502	1,105,912	99.9	103.4	854,625	843,296	98.7	76.3
1,581,265	1,578,995	99.9	103.0	1,306,600	1,289,279	98.7	81.7
10,568	3,117	29.5	68.6	12,425	4,293	34.5	137.7
11,502,113	11,296,326	98.2	101.3	11,418,473	11,203,202	98.1	99.2
3,375,390	3,357,519	99.5	99.6	3,378,558	3,340,053	98.9	99.5
4,782,555	4,757,234	99.5	104.1	4,886,224	4,830,537	98.9	101.5
1,204,151	1,197,776	99.5	102.9	1,132,948	1,120,051	98.9	93.5
9,362,096	9,312,529	99.5	102.3	9,397,730	9,290,641	98.9	99.8
182,869	57,793	31.6	83.6	163,161	58,729	36.0	101.6
82,369	82,369	100.0	98.8	76,704	76,704	100.0	93.1
9,627,334	9,452,691	98.2	102.1	9,637,595	9,426,074	97.8	99.7
374,359	365,598	97.7	105.2	393,801	387,455	98.4	106.0
21,839	6,497	29.7	85.2	22,383	8,442	37.7	129.9
1,048,815	1,048,815	100.0	100.5	1,053,693	1,053,693	100.0	100.5
0	0	—	—	0	0	—	—
0	0	—	—	0	0	—	—
1,917,999	1,907,791	99.5	102.4	1,940,899	1,918,839	98.9	100.6
37,709	11,934	31.6	83.2	33,679	12,100	35.9	101.4
24,070,701	23,923,778	99.4	101.8	24,081,209	23,851,015	99.0	99.7
459,467	165,874	36.1	88.5	419,314	158,790	37.9	95.7
24,530,168	24,089,652	98.2	101.7	24,500,523	24,009,805	98.0	99.7

(単位：千円、%)

区 分		令 和 3 年 度				令 和 4 年 度				
		調 定 額 A	収 入 額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比	調 定 額 A	収 入 額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比	
市 民 税	個 人	均 等 割	300,222	298,404	99.4	100.2	302,226	299,503	99.1	100.4
		所 得 割	9,447,904	9,390,691	99.4	98.5	9,726,176	9,637,555	99.1	102.6
		うち退職分	73,462	73,462	100.0	85.1	70,811	70,811	100.0	96.4
		小 計	9,748,126	9,689,095	99.4	98.5	10,028,402	9,937,058	99.1	102.6
		滞納繰越分	180,305	79,087	43.9	105.1	156,428	64,787	41.4	81.9
	法 人	均 等 割	459,407	460,259	100.2	103.2	480,980	481,681	100.1	104.7
		法 人 税 割	862,756	864,356	100.2	102.5	1,009,068	1,010,562	100.1	116.9
		小 計	1,322,163	1,324,615	100.2	102.7	1,490,048	1,492,243	100.1	112.7
		滞納繰越分	25,426	19,861	78.1	462.6	8,893	2,753	31.0	13.9
	計		11,276,020	11,112,658	98.6	99.2	11,683,771	11,496,841	98.4	103.5
固 定 資 産 税	土 地	3,337,436	3,325,680	99.6	99.6	3,337,234	3,326,533	99.7	100.0	
	家 屋	4,687,989	4,671,476	99.6	96.7	4,907,694	4,891,879	99.7	104.7	
	償 却 資 産	1,095,545	1,091,654	99.6	97.5	1,112,091	1,108,490	99.7	101.5	
	小 計	9,120,970	9,088,810	99.6	97.8	9,357,019	9,326,902	99.7	102.6	
	滞 納 繰 越 分	204,755	117,246	57.3	199.6	110,987	39,491	35.6	33.7	
	交 付 金	74,067	74,067	100.0	96.6	73,504	73,504	100.0	99.2	
	計	9,399,792	9,280,123	98.7	98.5	9,541,510	9,439,897	98.9	101.7	
軽 自 動 車 税		410,413	404,420	98.5	104.4	434,656	427,895	98.4	105.8	
滞 納 繰 越 分		18,466	8,059	43.6	95.5	15,036	5,484	36.5	68.0	
市 た ば こ 税		1,079,799	1,079,799	100.0	102.5	1,146,232	1,146,232	100.0	106.2	
特 別 土 地 保 有 税		0	0	—	—	0	0	—	—	
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	0	0	—	—	
都 市 計 画 税		1,892,542	1,885,893	99.6	98.3	1,939,939	1,933,664	99.7	102.5	
滞 納 繰 越 分		42,214	24,231	57.4	200.3	22,818	8,111	35.5	33.5	
現 年 課 税 分 合 計		23,648,080	23,546,699	99.6	98.7	24,469,800	24,337,498	99.5	103.4	
滞 納 繰 越 分 合 計		471,166	248,484	52.7	156.5	314,162	120,626	38.4	48.5	
市 税 合 計		24,119,246	23,795,183	98.7	99.1	24,783,962	24,458,124	98.7	102.8	

〔地方財政状況調査表第6表による〕

(10) 市税税目別収入額と構成比の推移

ア 市税税目別収入額の推移

(単位：千円)

税目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市 民 税		11,148,365	11,296,326	11,203,202	11,112,658	11,496,841
固 定 資 産 税		9,255,543	9,452,691	9,426,074	9,280,123	9,439,897
市 た ば こ 税		1,043,398	1,048,815	1,053,693	1,079,799	1,146,232
軽 自 動 車 税		355,221	372,095	395,897	412,479	433,379
特別土地保有税		0	0	0	0	0
都 市 計 画 税		1,877,908	1,919,725	1,930,939	1,910,124	1,941,775
合 計		23,680,435	24,089,652	24,009,805	23,795,183	24,458,124

イ 市税税目別構成比の推移

(単位：%)

税目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市 民 税	個 人	40.6	40.3	41.3	41.1	40.9
	法 人	6.5	6.6	5.4	5.7	6.1
	小 計	47.1	46.9	46.7	46.8	47.0
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	38.7	38.9	38.9	38.7	38.3
	交 付 金	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	小 計	39.1	39.2	39.2	39.0	38.6
軽 自 動 車 税 ①		1.5	1.5	1.7	1.7	1.8
市 た ば こ 税 ②		4.4	4.4	4.4	4.5	4.7
特別土地保有税 ③		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都 市 計 画 税 ④		7.9	8.0	8.0	8.0	7.9
小 計 (①~④)		13.8	13.9	14.1	14.2	14.4
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

〔各年度とも収入額（滞納繰越分含む。）である。〕

2. 市民税

(1) 納税義務者数の推移（課税状況等の調）毎年7月1日時点

ア 個人

(単位：人)

区分 年度	均 等 割			所 得 割
	人	家 屋 敷	計	
令和元年度	83,662	85	83,747	79,468
令和2年度	84,868	95	84,963	80,496
令和3年度	85,233	73	85,306	80,785
令和4年度	85,751	117	85,868	81,267
令和5年度	86,496	89	86,585	82,006

イ 法 人

(単位：社)

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資本金等の金額が50億円を超える法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの(A)	25	25	27	29	32
資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの(B)	8	7	9	8	9
資本金等の金額が10億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(C)	173	160	171	162	144
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(D)	16	13	14	14	15
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(E)	149	144	142	138	145
資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(F)	51	53	53	54	52
資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(G)	526	511	518	508	518
資本金等の金額が1000万円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(H)	24	22	20	20	20
(A)～(H)の法人等以外の法人等をいうもの(法人でない社団等を除く)	2,858	2,874	3,000	3,141	3,310
計	3,830	3,809	3,954	4,074	4,245
法人税割	3,728	3,809	3,954	4,074	4,070

(2) 所得区分別所得割額等の推移（課税状況等の調）毎年7月1日時点

ア 給与所得者

区分 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
令和元年度	64,709	81.4	102.2	223,263,185	84.4	103.4
令和2年度	65,814	81.8	101.7	227,651,330	84.3	102.0
令和3年度	65,689	81.3	99.8	231,417,942	83.3	101.7
令和4年度	66,073	81.3	100.6	235,908,664	82.9	101.9
令和5年度	67,013	81.7	101.4	242,761,707	84.5	102.9

イ 営業等所得者

区分 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
令和元年度	3,046	3.8	101.7	10,126,075	3.8	102.9
令和2年度	3,140	3.9	103.1	10,788,058	4.0	106.5
令和3年度	3,178	3.9	101.2	10,886,638	3.9	100.9
令和4年度	3,143	3.9	98.9	12,934,820	4.5	118.8
令和5年度	2,981	3.6	94.8	11,085,483	3.9	85.7

ウ 農業所得者

区分 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
令和元年度	48	0.1	85.7	140,674	0.1	84.2
令和2年度	44	0.1	91.7	123,181	0.0	87.6
令和3年度	48	0.1	109.1	144,714	0.1	117.5
令和4年度	54	0.1	112.5	182,654	0.1	126.2
令和5年度	47	0.1	87.0	169,011	0.1	92.5

(単位：千円、%)

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
79,444,963	84.1	102.7	8,009,490	86.1	102.6
81,247,606	84.3	102.3	8,136,064	85.8	101.6
87,600,004	83.9	107.8	7,894,062	84.7	97.0
88,328,840	83.8	100.8	8,021,791	83.6	101.6
89,677,567	84.3	101.5	8,277,554	85.8	103.2

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
3,571,858	3.8	101.5	366,866	3.9	102.9
3,778,581	3.9	105.8	393,591	4.1	107.3
4,023,843	3.9	106.5	380,300	4.1	96.6
4,001,139	3.8	99.4	497,719	5.2	130.9
3,876,350	3.6	96.9	392,091	4.1	78.8

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
61,059	0.1	83.5	4,342	0.0	81.3
54,913	0.1	89.9	3,741	0.0	86.2
65,831	0.1	119.9	4,223	0.0	112.9
77,397	0.1	117.6	5,985	0.1	141.7
75,182	0.1	97.1	5,137	0.1	85.8

エ その他の所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
令和元年度	10,953	13.8	101.2	21,901,005	8.3	100.5
令和2年度	10,823	13.4	98.8	21,694,434	8.0	99.1
令和3年度	11,133	13.8	102.9	23,411,215	8.4	107.9
令和4年度	11,228	13.8	100.9	23,986,448	8.4	102.5
令和5年度	11,222	13.7	99.9	23,681,742	8.2	98.7

オ 短期・長期譲渡所得、土地等に係る事業所得等、超短期所有土地等に係る事業所得等、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
令和元年度	712	0.9	89.9	9,020,737	3.4	71.5
令和2年度	675	0.8	94.8	9,961,907	3.7	110.4
令和3年度	737	0.9	109.2	12,063,200	4.3	121.1
令和4年度	769	0.9	104.3	11,772,791	4.1	97.6
令和5年度	743	0.9	96.6	9,476,485	3.3	80.5

合 計

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
令和元年度	79,468	100.0	101.9	264,451,676	100.0	101.5
令和2年度	80,496	100.0	101.3	270,218,910	100.0	102.2
令和3年度	80,785	100.0	100.4	277,923,709	100.0	102.9
令和4年度	81,267	100.0	100.6	284,785,377	100.0	102.5
令和5年度	82,006	100.0	100.9	287,174,428	100.0	100.8

(単位：千円、%)

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
10,388,846	11.0	102.2	642,057	6.9	98.5
10,305,951	10.7	99.2	635,342	6.7	99.0
11,668,675	11.2	113.2	652,835	7.0	102.8
11,826,187	11.2	101.3	672,972	7.0	103.1
11,758,339	11.0	99.4	656,543	6.8	97.6

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
974,168	1.0	88.4	289,858	3.1	76.0
951,696	1.0	97.7	321,014	3.4	110.7
1,074,472	0.9	112.9	387,221	4.2	120.6
1,120,940	1.1	104.3	391,313	4.1	101.1
1,075,893	1.0	96.0	316,579	3.2	80.9

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
94,440,894	100.0	102.4	9,312,613	100.0	101.2
96,338,747	100.0	102.0	9,489,752	100.0	101.9
104,432,825	100.0	108.4	9,318,641	100.0	98.2
105,354,503	100.0	100.9	9,589,780	100.0	102.9
106,463,331	100.0	101.1	9,647,904	100.0	100.6

(3) 令和5年度課税標準額段階別所得割額等に関する調

課税標準額の段階		10万円以下 の金額	10万円を超え 100万円以下	100万円を超え 200万円以下	200万円を超え 300万円以下
区分					
納税義務者数(人)		3,240	25,835	22,728	13,977
総所得金額等	総所得金額	2,447,169	38,190,588	60,047,035	54,951,593
	山林所得金額	0	0	0	2,206
	分離長期譲渡所得金額	782,515	451,845	471,939	284,814
	分離短期譲渡所得金額	2,088	6,105	2,241	4,598
	土地等に係る事業所得等の金額				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	202,724	133,448	1,773	315,201
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	71,881	33,227	105,250	20,164
	上場株式等に係る配当所得金額	7,279	6,508	8,401	5,402
	先物取引に係る雑所得等の金額	25,263	13,695	21,692	11,535
	計 A	3,538,919	38,835,416	60,658,331	55,595,513
所得控除	雑損	0	543	130	0
	医療費	71,481	493,455	370,416	263,050
	社会保険料	436,300	7,552,190	12,032,586	10,766,085
	小規模企業共済等掛金	19,811	180,152	272,691	260,835
	生命保険料	59,436	660,243	786,242	608,340
	地震保険料	3,675	33,733	39,439	35,333
	障害者	40,620	373,480	219,120	135,440
	寡婦	4,420	84,240	42,120	17,420
	ひとり親	13,200	202,200	130,500	49,200
	勤労学生	3,120			
	配偶者	135,470	1,738,220	1,387,600	1,157,950
	配偶者特別	32,230	270,620	332,130	278,990
	扶養	140,460	1,223,100	1,315,860	1,153,400
同居特障加算分(23万円)	7,130	48,530	41,860	22,770	
基礎	1,389,050	11,105,610	9,768,460	6,006,670	
計 B	2,356,403	23,966,316	26,739,154	20,755,483	
課税標準額	総所得金額等 C	156,908	14,224,339	33,307,944	34,196,287
	分離長期譲渡所得金額	733,934	451,822	471,925	284,806
	分離短期譲渡所得金額	2,088	6,104	2,240	4,597
	土地等に係る事業所得等の金額				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	200,639	133,445	1,771	315,200
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	65,966	33,208	105,226	20,150
	上場株式等に係る配当所得金額	5,770	6,492	8,388	5,391
先物取引に係る雑所得等の金額	17,211	13,690	21,683	11,531	
算出税額	総所得分等 D	9,280	852,398	1,997,509	2,051,293
	分離長期譲渡所得分	21,892	13,555	14,037	8,488
	分離短期譲渡所得分	113	330	121	248
	土地等に係る事業所得等分				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	6,019	4,003	53	9,456
	上場株式等に係る譲渡所得等分	1,979	996	3,157	605
	上場株式等に係る配当所得金額	173	195	251	162
	先物取引に係る雑所得等分	516	411	650	346
計 E	39,972	871,888	2,015,778	2,070,598	
税額控除額等 F	4,840	85,895	195,490	218,566	
市民税所得割額(E-F)	35,132	785,993	1,820,288	1,852,032	
平均税率(D/C)(%)	5.9	6.0	6.0	6.0	

(注) 令和4年度課税状況等の調による。

(単位：千円)

300万円を超え 400万円以下	400万円を超え 550万円以下	550万円を超え 700万円以下	700万円を超え 1000万円以下	1000万円を 超える金額	合計
7,054	4,765	1,657	1,375	1,375	82,006
37,018,187 0 205,625 2,128	31,822,788 0 348,429 0	13,846,702 0 30,261 0	14,391,798 0 107,664 490	29,335,071 0 224,503 43,010	282,050,931 2,206 2,907,595 60,660
704 21,365 3,314 36,210 37,287,533	36,455 48,785 6,886 38,811 32,302,154	273,687 17,736 789 239 14,169,414	16,450 3,714 9,638 8,340 14,538,094	520,858 38,779 31,368 55,465 30,249,054	1,501,300 360,901 79,585 211,250 287,174,428
0 176,655 7,041,682 206,088 348,334 23,781 75,400 4,940 2,400	0 150,746 5,746,994 188,642 249,715 17,708 51,960 0	0 73,208 2,177,010 111,261 87,480 7,064 18,320	32 81,983 1,888,953 147,792 70,973 6,780 16,860	0 160,157 2,110,693 238,392 68,629 7,963 19,420	705 1,841,151 49,752,493 1,625,664 2,939,392 175,476 950,620 153,140 397,500
741,160 164,540 851,390 15,410 3,030,930 12,682,710	578,760 120,590 710,810 11,270 2,044,650 9,871,845	192,870 31,630 258,130 3,680 711,650 3,672,303	24,860 4,300 241,830 3,450 589,100 3,076,913	271,240 5,060 460,650 3,342,204	3,120 5,956,890 1,235,030 6,166,220 159,160 35,106,770 106,463,331
24,335,518 205,613 2,127	21,950,976 348,420 0	10,174,412 30,260 0	11,314,904 107,662 489	25,992,908 224,495 43,007	175,654,196 2,858,937 60,652
702 21,349 3,308 36,206	36,453 48,775 6,878 38,807	273,686 17,728 787 238	16,449 3,708 9,631 8,338	520,857 38,767 31,355 55,461	1,499,202 354,877 78,000 203,165
1,459,821 6,131 115	1,316,838 10,357 0	610,389 908 0	678,832 3,230 26	1,559,507 6,535 2,322	10,535,867 85,133 3,275
21 640 99 1,086 1,467,913	1,094 1,463 206 1,165 1,331,123	8,211 532 24 7 620,071	493 111 289 250 683,231	15,626 1,163 941 1,664 1,587,758	44,976 10,646 2,340 6,095 10,688,332
127,244 1,340,669	111,343 1,219,780	55,476 564,595	64,909 618,322	176,665 1,411,093	1,040,428 9,647,904
6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0

(4) 市民税の調定額等の推移（決算）

ア 納税義務者数の推移

（単位：人）

区分		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人	普徴	均等割	25,096	25,344	25,590	24,583	24,406
		所得割	21,960	22,067	22,139	21,238	21,068
	特徴	均等割	57,645	58,868	60,123	61,195	61,765
		所得割	56,503	57,760	58,993	59,946	60,457
	計	均等割	82,741	84,212	85,713	85,778	86,171
		所得割	78,463	79,827	81,132	81,184	81,525
	特別徴収義務者		18,419	18,843	19,074	19,272	19,493
法人	均等割	3,830	3,809	3,954	4,074	4,245	
	法人税割	3,728	3,809	3,954	4,074	4,070	

（注）法人の納税義務者数は翌年度課税状況等の調による。

イ 調定額の推移

（単位：千円）

区分		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人	普徴	均等割	88,117	89,004	89,827	86,343	86,358
		所得割	1,999,927	1,945,213	1,976,530	1,934,455	2,101,652
		計	2,088,044	2,034,217	2,066,357	2,020,798	2,188,010
	特徴	均等割	201,488	205,701	210,211	213,879	215,868
		所得割	7,303,583	7,463,880	7,635,214	7,513,449	7,624,524
		計	7,505,071	7,669,581	7,845,425	7,727,328	7,840,392
	計	均等割	289,605	294,705	300,038	300,222	302,226
		所得割	9,303,510	9,409,093	9,611,744	9,447,904	9,726,176
		計	9,593,115	9,703,798	9,911,782	9,748,126	10,028,402
法人	均等割	463,204	473,763	451,975	459,407	480,980	
	法人税割	1,070,331	1,107,502	854,625	862,756	1,009,068	
	計	1,533,535	1,581,265	1,306,600	1,322,163	1,490,048	

3. 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税の課税状況調（概要調書）

ア 納税義務者数の推移

（単位：人）

区分 年度	免税点以上のもの					
	土地			家屋		
	個人	法人	計	個人	法人	計
令和元年度	42,227	1,165	43,392	54,972	1,393	56,365
令和2年度	42,514	1,194	43,708	55,226	1,432	56,658
令和3年度	42,812	1,253	44,065	55,630	1,371	57,001
令和4年度	43,223	1,315	44,538	56,125	1,538	57,663
令和5年度	43,523	1,352	44,875	56,430	1,612	58,042

区分 年度	免税点以上のもの			免税点未満のもの		
	償却資産			土地	家屋	償却資産
	個人	法人	計			
令和元年度	136	1,125	1,261	4,551	2,781	3,070
令和2年度	143	1,164	1,307	4,530	2,656	3,162
令和3年度	146	1,072	1,218	4,539	2,721	3,584
令和4年度	160	1,236	1,396	4,534	2,547	3,682
令和5年度	163	1,258	1,421	4,535	2,483	3,888

イ 土 地

区 分	地 積			決 定		価 格		筆 数			平 均 格 価 格	
	評価総地積 (a)	法定免税点 未満のもの (b)	法定免税点 以上のもの (a)-(b) (c)	総 額 (d)	法定免税点 未満のもの (e)	法定免税点 以上のもの (d)-(e) (f)	(f)に係る課税 標 準 額 (g)	評価総筆数 (h)	法定免税点 未満のもの (i)	法定免税点 以上のもの (h-(i)) (j)		(d)/(a)
令 和 元 年 度	42,187,243	3,410,318	38,776,925	675,304,085	1,721,369	673,582,716	243,198,083	126,191	7,988	118,203	16,007	
令 和 2 年 度	42,119,710	3,383,938	38,735,772	675,707,994	1,710,621	673,997,373	243,248,918	126,476	7,945	118,531	16,043	
令 和 3 年 度	42,109,285	3,370,468	38,738,817	673,832,608	1,743,785	672,088,823	240,316,563	126,974	7,967	118,998	16,002	
令 和 4 年 度	42,170,412	3,336,736	38,833,676	673,160,181	1,749,373	671,410,808	240,121,204	127,409	7,948	119,461	15,963	
令 和 5 年 度	42,185,156	3,304,344	38,880,812	674,733,715	1,728,733	673,004,982	239,893,740	128,090	7,899	120,191	15,995	
令 和 5 年 度 地 目 の 内 訳	田											
	一 般 田	4,998,945	565,805	4,433,140	666,886	76,924	589,962	589,920	10,474	1,263	9,211	133
	介在田・市街化 区 域 田	494,256	2,635	491,621	7,032,160	17,229	7,014,931	2,370,484	1,411	38	1,373	14,228
	畑											
	一 般 畑	5,342,369	790,867	4,551,502	368,127	55,205	312,922	312,902	8,113	1,469	6,644	69
	介在畑・市街化 区 域 畑	142,867	1,196	141,671	1,818,231	3,766	1,814,465	783,399	634	18	616	12,727
	宅 地											
	小 規 模 住 宅 用 地	8,625,215	95,516	8,529,699	375,923,925	1,357,405	374,566,520	62,410,252	58,254	1,587	56,667	43,584
	一 般 住 宅 用 地	1,910,762	4,570	1,906,192	62,866,947	42,400	62,824,547	20,923,584	20,952	259	20,693	32,902
	商 業 地 等 (非住宅用地)	4,781,295	2,465	4,778,830	188,189,531	30,644	188,158,887	127,156,362	12,146	214	11,932	39,360
計	15,317,272	102,551	15,214,721	626,980,403	1,430,449	625,549,954	210,490,198	91,352	2,060	89,292	40,933	
山 林												
一 般 山 林	12,420,829	1,692,156	10,728,673	308,281	47,669	260,612	260,409	7,406	1,905	5,501	25	
介 在 山 林	237,590	2,442	235,148	818,926	9,372	809,554	553,078	477	46	431	3,447	
上記以外のもの	3,231,028	146,692	3,084,336	36,740,701	88,119	36,652,582	24,533,350	8,223	1,100	7,123	11,371	

ウ 家 屋

区 分	棟 数			床 面 積				
	総 数 (d)	法定免税点 未満のもの (e)	法定免税点 以上のもの ((d)-(e))(f)	総 数 (g)	法定免税点 未満のもの (h)	法定免税点 以上のもの ((g)-(h))(i)		
令 和 元 年 度	棟 69,724	棟 4,015	棟 65,709	㎡ 10,159,588	㎡ 147,188	㎡ 10,012,400		
令 和 2 年 度	69,471	3,801	65,670	10,221,865	138,841	10,083,024		
令 和 3 年 度	69,609	4,011	65,598	10,286,619	261,611	10,025,008		
令 和 4 年 度	69,839	3,634	66,205	10,356,666	132,571	10,224,095		
令 和 5 年 度	70,051	3,509	66,542	10,421,740	128,633	10,293,107		
令 和 5 年 度 家 屋 の 種 類	木 造	専 用 住 宅	39,175	1,275	37,900	4,020,549	65,290	3,955,259
		共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	557	6	551	168,748	370	168,378
		併 用 住 宅	740	102	638	69,430	5,456	63,974
		事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗	467	62	405	39,230	1,457	37,773
		病 院	37	0	37	5,150	0	5,150
		工 場 ・ 倉 庫	1,589	190	1,399	164,583	9,994	154,589
		土 蔵	240	43	197	6,781	965	5,816
		附 属 家	5,984	1,531	4,453	181,246	38,286	142,960
		そ の 他	33	1	32	4,684	28	4,656
		計	48,822	3,210	45,612	4,660,401	121,846	4,538,555
	非 木 造	事 務 所 ・ 店 舗 ・ 百 貨 店 ・ 銀 行	1,442	5	1,437	1,001,455	129	1,001,326
		住 宅 ・ ア パ ー ト	11,170	16	11,154	3,007,955	365	3,007,590
		病 院 ・ ホ テ ル	130	0	130	120,540	0	120,540
		工 場 ・ 倉 庫	3,724	55	3,669	1,313,131	2,237	1,310,894
		そ の 他	4,763	223	4,540	318,258	4,056	314,202
計	21,229	299	20,930	5,761,339	6,787	5,754,552		

決 定 価 格			単 位 当 た り 価 格
総 数 (j)	法定免税点 未満のもの (k)	法定免税点 以上のもの ((j) - (k)) (l)	
千円	千円	千円	千円
351,908,376	235,830	351,672,546	34,638
364,122,182	224,245	363,897,937	35,622
357,814,886	4,658,415	353,156,471	34,784
366,553,669	218,606	366,335,063	35,393
374,967,180	213,069	374,754,111	35,979
114,555,214	105,443	114,449,771	28,492
7,109,066	508	7,108,558	42,128
1,309,004	8,725	1,300,279	18,854
1,366,090	8,027	1,358,063	34,823
242,674	0	242,674	47,121
518,214	14,456	503,758	3,149
16,177	1,096	15,081	2,386
669,557	44,649	624,908	3,694
56,245	47	56,198	12,008
125,842,241	182,951	125,659,290	27,002
61,645,872	693	61,645,179	61,556
137,205,315	2,359	137,202,956	45,614
11,511,864	0	11,511,864	95,502
32,364,174	6,376	32,357,798	24,647
6,397,714	20,690	6,377,024	20,102
249,124,939	30,118	249,094,821	43,241

エ 償却資産

(単位：千円)

区 分		決 定 価 格	課 税 標 準 額	
令 和 元 年 度		86,953,129	84,229,959	
令 和 2 年 度		83,032,846	80,165,513	
令 和 3 年 度		81,630,415	77,464,112	
令 和 4 年 度		80,556,022	78,808,700	
令 和 5 年 度		81,264,218	79,198,133	
令 和 5 年 度 償 却 資 産 の 種 類	市 町 村 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	18,122,828	18,097,509
		機 械 及 び 装 置	27,861,911	26,608,045
		船 舶	7,515	7,515
		航 空 機	0	0
		車 輛 及 び 運 搬 具	329,481	329,481
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	11,199,859	11,183,807
		計	57,521,594	56,226,357
	法 第 389 条 関 係	総 務 大 臣 が 価 格 等 を 決 定 し 配 分 し た も の	20,239,695	19,628,835
		道 府 県 知 事 が 価 格 等 を 決 定 し 配 分 し た も の	3,502,929	3,342,941
		計	23,742,624	22,971,776
	法 第 743 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 道 府 県 知 事 が 価 格 等 を 決 定 し た も の		0	0

(2) 都市計画税の課税状況調（概要調書）

ア 納税義務者数の推移

（免税点以上のもの）

（単位：人）

区分 年度	土 地			家 屋			実 数		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
令和元年度	38,505	1,015	39,520	50,768	1,246	52,014	56,847	1,500	58,347
令和2年度	38,797	1,043	39,840	51,048	1,287	52,335	57,091	1,537	58,628
令和3年度	40,355	1,222	41,577	53,056	1,363	54,419	59,562	1,733	61,295
令和4年度	40,790	1,279	42,069	53,516	1,426	54,942	59,976	1,809	61,785
令和5年度	41,094	1,327	42,421	53,799	1,488	55,287	60,194	1,866	62,060

イ 課税標準額等の推移

（免税点以上のもの）

区分 年度	地 積 (千㎡)	床 面 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
令和元年度	15,533	8,896	968,988,424	638,256,424
令和2年度	15,560	8,978	982,368,963	651,241,944
令和3年度	15,583	8,928	971,331,702	635,524,105
令和4年度	15,603	9,114	983,343,381	650,838,920
令和5年度	15,627	9,179	992,725,289	658,645,509

(3) 国有資産等所在市町村交付金（決算）

区 分 年 度		台 帳 価 格	算定標準額	交 付 金	前年比
平成 30 年度	国 有 資 産	千円 1,259,340	千円 389,612	円 5,454,400	% 81.1
	公 有 資 産	千円 13,187,557	千円 5,564,159	円 77,898,100	% 100.0
	計	千円 14,446,897	千円 5,953,771	円 83,352,500	% 98.5
令 和 元 年 度	国 有 資 産	千円 1,163,169	千円 358,202	円 5,014,700	% 91.9
	公 有 資 産	千円 13,177,635	千円 5,525,337	円 77,354,600	% 99.3
	計	千円 14,340,804	千円 5,883,539	円 82,369,300	% 98.8
令 和 2 年 度	国 有 資 産	千円 1,052,774	千円 325,625	円 4,558,600	% 90.9
	公 有 資 産	千円 12,801,595	千円 5,153,247	円 72,145,300	% 93.3
	計	千円 13,854,369	千円 5,478,872	円 76,703,900	% 93.1
令 和 3 年 度	国 有 資 産	千円 1,046,207	千円 323,551	円 4,529,600	% 99.4
	公 有 資 産	千円 12,614,377	千円 4,966,978	円 69,537,600	% 96.4
	計	千円 13,660,584	千円 5,290,529	円 74,067,200	% 96.6
令 和 4 年 度	国 有 資 産	千円 971,155	千円 292,297	円 4,091,900	% 90.3
	公 有 資 産	千円 12,574,013	千円 4,958,014	円 69,412,000	% 99.8
	計	千円 13,545,168	千円 5,250,311	円 73,503,900	% 99.2

(4) 固定資産税等の調定額の推移（決算）

（単位：千円）

区 分		年 度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
固 定 資 産 税	土 地	3,386,992	3,375,390	3,378,558	3,337,436	3,337,234
	家 屋	4,590,441	4,782,555	4,886,224	4,687,989	4,907,694
	土地・家屋 （ 計 ）	7,977,433	8,157,945	8,264,782	8,025,425	8,244,928
	償 却 資 産	1,170,219	1,204,151	1,132,948	1,095,545	1,112,091
	計	9,147,652	9,362,096	9,397,730	9,120,970	9,357,019
交 付 金	交 付 金	83,353	82,369	76,704	74,067	73,504
	特 別 交 付 金				171,942	8,562
	基 地 交 付 金	217,584	218,643	218,643	215,337	217,626
	計	300,937	301,012	295,347	461,346	299,692
都 市 計 画 税	土 地	922,746	921,371	922,326	911,732	913,300
	家 屋	949,972	996,628	1,018,573	980,810	1,026,639
	計	1,872,718	1,917,999	1,940,899	1,892,542	1,939,939
合 計		11,321,307	11,581,107	11,633,976	11,474,858	11,596,650

（注）各年度とも現年課税分に係るものである。

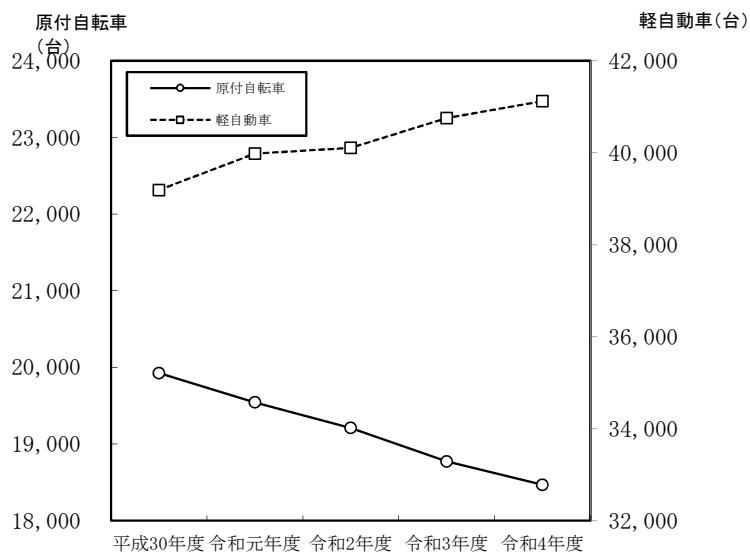
4. 諸税

(1) 軽自動車税の推移（決算）

ア 課税台数の推移

(単位：台)

区分		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
原動機付自転車	50cc以下		16,101	15,584	15,152	14,641	14,175	
	50cc超～90cc		562	561	540	515	526	
	90cc超～125cc		3,095	3,215	3,320	3,407	3,545	
	ミニカー		168	184	197	210	222	
	小計		19,926	19,544	19,209	18,773	18,468	
軽自動車	軽二輪車		2,210	2,260	2,290	2,348	2,365	
	軽三輪車		3	3	3	3	3	
	軽四輪車	乗用	営業用	14	15	12	12	11
		乗用	自家用	29,444	30,118	30,289	30,776	31,087
	軽四輪車	貨物	営業用	356	386	434	497	500
		貨物	自家用	7,164	7,202	7,079	7,117	7,157
小計		39,191	39,984	40,107	40,753	41,123		
小型特殊	農耕用		124	125	128	133	146	
	その他		180	175	180	179	184	
	小計		304	300	308	312	330	
二輪の小型自動車			1,775	1,825	1,844	1,926	1,978	
過年度分			5	5	6	8	34	
合計			61,201	61,658	61,474	61,772	61,933	



イ 調定額の推移

(単位：千円)

区分		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
原動機付自転車 (種別割)	50cc以下		32,202	31,168	30,302	29,282	28,350	
	50cc超～90cc		1,124	1,122	1,080	1,030	1,052	
	90cc超～125cc		7,428	7,716	7,968	8,176	8,508	
	ミニカー		622	681	729	777	821	
	小計		41,376	40,687	40,079	39,265	38,731	
軽自動車 (種別割)	軽二輪車		7,955	8,136	8,244	8,453	8,514	
	軽三輪車		14	14	14	14	14	
	軽四輪車	乗用	営業用	83	92	74	80	73
		乗用	自家用	258,854	273,203	283,970	297,128	311,374
	軽四輪車	貨物	営業用	1,193	1,334	1,519	1,779	1,846
		貨物	自家用	34,333	35,041	34,975	35,537	36,240
	小計		302,432	317,820	328,796	342,991	358,061	
小型特殊 (種別割)	農耕用		298	300	307	319	350	
	その他		1,062	1,033	1,062	1,056	1,086	
	小計		1,360	1,333	1,369	1,375	1,436	
二輪の小型自動車(種別割)			10,650	10,950	11,064	11,556	11,868	
過年度分(種別割)			50	43	23	37	250	
環境性能割				3,526	12,470	15,189	24,310	
合計			355,868	374,359	393,801	410,413	434,656	

(2) 市たばこ税の推移(決算)

ア 令和4年度月別調定額等の推移

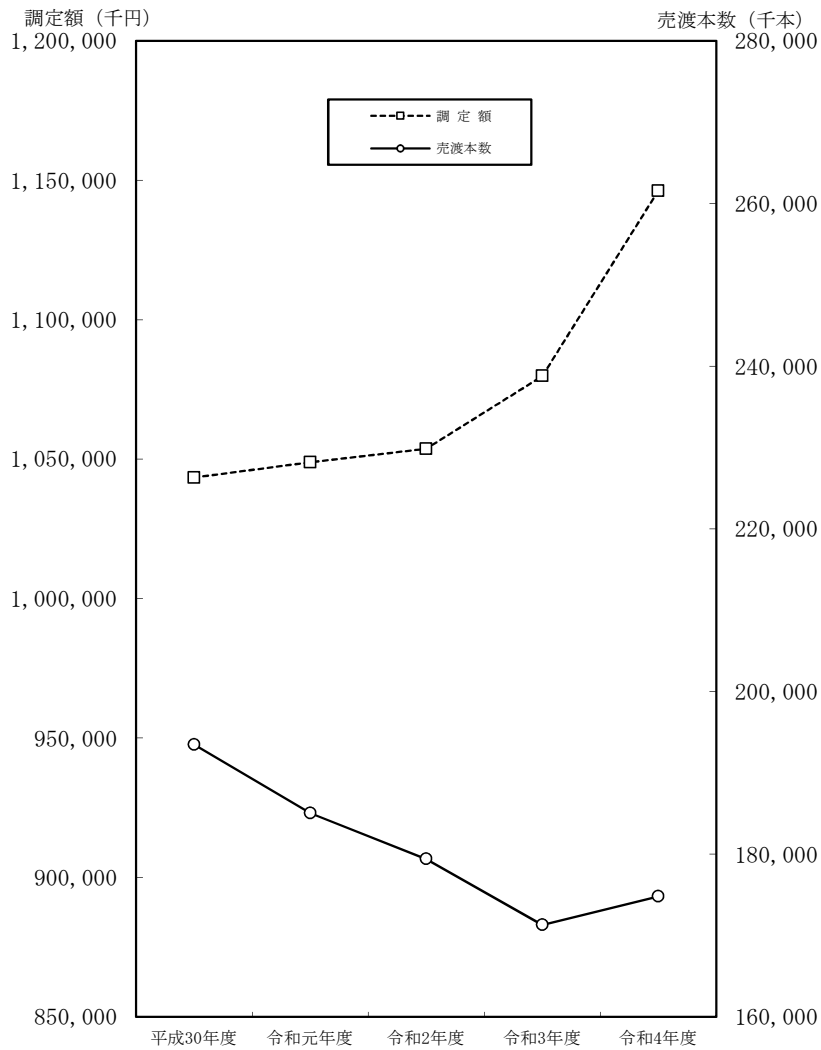
(単位：本、円、%)

月別	区分	売渡本数		調定額	
		本数	構成比	金額	構成比
4月		14,593,081	8.3	96,368,466	8.4
5月		14,649,516	8.4	95,983,628	8.4
6月		14,329,123	8.2	93,884,413	8.2
7月		14,647,126	8.4	95,967,968	8.4
8月		14,666,704	8.4	96,096,244	8.4
9月		15,139,941	8.7	99,196,892	8.7
10月		15,170,070	8.7	99,394,299	8.7
11月		14,432,875	8.3	94,564,195	8.3
12月		14,583,703	8.3	95,552,422	8.3
1月		16,041,719	9.2	105,105,343	9.2
2月		13,337,743	7.6	87,388,891	7.6
3月		13,237,123	7.6	86,729,628	7.6
合計		174,828,724	100.0	1,146,232,389	100.0

イ 売渡本数等の推移

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売 渡 本 数 (本)	193,470,950	185,041,888	179,406,031	171,298,839	174,828,724
調 定 額 (円)	1,043,398,505	1,048,815,000	1,053,693,272	1,079,798,591	1,146,232,389
一人当り本数 (本)	1,041	996	971	930	954
一人当り税額 (円)	5,613	5,645	5,701	5,863	6,256
年度末人口 (人)	185,890	185,790	184,813	184,185	183,214

売渡本数等の推移



5. 納税

(1) 納期前納付報奨金の推移

(単位：件、円)

年度	区分	市・府民税に係る報奨金		固定資産税に係る報奨金		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成19年度		11,163	9,383,300	34,768	30,705,700	45,931	40,089,000
平成20年度		11,090	9,200,200	34,635	31,000,900	45,725	40,201,100

※平成21年度から廃止

(2) 督促手数料及び延滞金収入額の推移

(単位：件、円)

年度	区分	督促手数料		延滞金（府民税除く）	
		件 数	金 額	件 数	金 額
平成30年度		34,880	3,079,540	4,440	16,031,449
令和元年度		33,289	2,906,345	4,060	16,933,375
令和2年度		28,013	2,641,236	3,569	16,186,427
令和3年度		27,121	2,564,311	3,210	17,290,020
令和4年度		25,599	2,426,164	2,641	12,857,079

(3) 口座振替利用状況の推移

区 分 年 度		市・府民税（普通徴収）			固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		
		税 額	振替件数	納税者数	税 額	振替件数	納税者数
平成 30 年度	調 定	2,837,590 ^{千円}	— ^件	25,100 ^人	11,020,370 ^{千円}	— ^件	64,399 ^人
	口座振替	775,643	9,277	3,477	3,886,474	61,603	24,966
	利用率%	27.3	—	13.9	35.3	—	38.8
令和 元 年度	調 定	2,744,865	—	25,346	11,280,095	—	64,912
	口座振替	622,005	9,108	3,415	4,036,870	61,578	24,909
	利用率%	22.7	—	13.5	35.8	—	38.4
令和 2 年度	調 定	2,795,240	—	24,507	11,338,629	—	65,464
	口座振替	670,947	9,404	3,454	4,073,136	61,946	24,948
	利用率%	24.0	—	14.1	35.9	—	38.1
令和 3 年度	調 定	2,710,079	—	23,873	11,013,512	—	65,485
	口座振替	627,809	8,989	3,364	4,035,227	62,234	24,834
	利用率%	23.2	—	14.1	36.6	—	37.9
令和 4 年度	調 定	2,977,290	—	23,930	11,296,958	—	66,091
	口座振替	724,639	8,490	3,225	4,290,894	61,834	24,724
	利用率%	24.3	—	13.5	38.0	—	37.4

(注) 調定は、決算時における税額、振替件数及び納税者数である。

軽自動車税			合計		
税額	振替件数	納税者数	税額	振替件数	納税者数
千円 355,868	件 —	人 62,384	千円 14,213,828	件 —	人 151,883
39,802	7,053	7,240	4,701,919	77,933	35,683
11.2	—	11.6	24.6	—	21.4
374,359	—	62,887	14,399,319	—	153,145
40,219	6,916	7,103	4,699,094	77,602	35,427
10.8	—	11.3	23.1	—	21.1
393,801	—	63,502	14,527,670	—	153,473
41,505	6,867	7,099	4,785,588	78,217	35,501
10.5	—	11.0	23.5	—	21.1
410,413	—	63,878	14,134,004	—	153,236
42,537	6,794	6,894	4,705,573	78,017	35,092
10.4	—	10.8	23.4	—	20.9
434,656	—	63,307	14,708,903	—	153,328
42,751	6,611	6,749	5,058,284	76,935	34,698
9.8	—	10.7	24.1	—	22.6

※利用率の合計欄は平均値とする。

(4) 市税証明発行件数等の推移

(単位：件、円)

区分 年度	市民税関係		資産税関係		納税関係		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成29年度	42,789	10,751,700	3,276	3,162,000	9,853	688,800	55,918	14,602,500
平成30年度	35,239	9,205,300	3,095	2,967,500	9,105	547,200	47,439	12,720,000
令和元年度	29,393	7,565,400	3,213	3,056,200	9,759	749,500	42,365	11,371,100
令和2年度	23,353	6,052,600	2,880	2,811,100	7,714	612,100	33,947	9,475,800
令和3年度	20,337	5,915,600	3,127	3,088,700	6,939	554,200	30,403	9,558,500
令和4年度	22,766	6,483,500	3,778	3,129,700	4,338	537,900	30,882	10,151,100

令和4年度 市税証明の月別収入状況

(単位：件、円)

区分 月別	市民税関係		資産税関係		納税関係		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	1,139	329,000	479	479,400	324	28,500	1,942	836,900
5月	980	282,100	301	253,100	332	36,000	1,613	571,200
6月	4,362	1,223,000	276	267,100	466	56,900	5,104	1,547,000
7月	3,641	1,047,100	303	216,200	371	52,300	4,315	1,315,600
8月	2,486	717,500	289	230,000	396	38,600	3,171	986,100
9月	2,595	744,300	283	216,700	405	47,200	3,283	1,008,200
10月	1,756	499,400	287	221,800	388	53,100	2,431	774,300
11月	1,396	395,200	312	246,600	443	38,300	2,151	680,100
12月	1,114	320,000	333	249,300	351	43,500	1,798	612,800
1月	1,079	302,500	261	214,700	307	47,400	1,647	564,600
2月	1,065	301,600	330	263,200	266	50,700	1,661	615,500
3月	1,153	321,800	324	271,600	289	45,400	1,766	638,800
合計	22,766	6,483,500	3,778	3,129,700	4,338	537,900	30,882	10,151,100

(5) 差押処分状況の推移

(単位：件、円)

年度 差押財産		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電話加入権	差押件数	0	0	0	0	0
	参加差押件数	0	0	0	0	0
	差押税額	0	0	0	0	0
	参加差押税額	0	0	0	0	0
不動産	差押件数	128	73	63	101	81
	参加差押件数	64	25	24	30	29
	差押税額	27,283,448	18,761,331	9,955,930	12,794,635	14,721,955
	参加差押税額	18,966,567	6,854,500	9,731,216	7,292,938	10,432,486
債権	差押件数	594	660	668	654	675
	参加差押件数	—	—	—	—	—
	差押税額	126,394,061	120,859,064	109,065,622	73,421,031	87,778,580
	参加差押税額	—	—	—	—	—
その他財産	差押件数	0	0	0	0	0
	参加差押件数	—	—	—	—	—
	差押税額	0	0	0	0	0
	参加差押税額	—	—	—	—	—
合計	差押件数	722	733	731	755	756
	参加差押件数	64	25	24	30	29
	差押税額	153,677,509	139,620,395	119,021,552	86,215,666	102,500,535
	参加差押税額	18,966,567	6,854,500	9,731,216	7,292,938	10,432,486

(6) 不納欠損処分状況の推移

(単位：件、円)

年度	税 目	地方税法第18条該当分		地方税法第15条の7該当分		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 30 年度	市 民 税	0	0	356	20,808,388	356	20,808,388
	固定資産税 都市計画税	0	0	207	31,912,441	207	31,912,441
	そ の 他	0	0	495	1,747,375	495	1,747,375
	合 計	0	0	1058	54,468,204	1058	54,468,204
令 和 元 年 度	市 民 税	0	0	265	10,527,469	265	10,527,469
	固定資産税 都市計画税	0	0	178	14,270,143	178	14,270,143
	そ の 他	0	0	494	1,643,060	494	1,643,060
	合 計	0	0	937	26,440,672	937	26,440,672
令 和 2 年 度	市 民 税	0	0	303	13,433,651	303	13,433,651
	固定資産税 都市計画税	0	0	142	8,548,057	142	8,548,057
	そ の 他	0	0	471	1,751,900	471	1,751,900
	合 計	0	0	916	23,733,608	916	23,733,608
令 和 3 年 度	市 民 税	0	0	233	9,366,818	233	9,366,818
	固定資産税 都市計画税	0	0	121	10,254,847	121	10,254,847
	そ の 他	0	0	257	1,201,180	257	1,201,180
	合 計	0	0	611	20,822,845	611	20,822,845
令 和 4 年 度	市 民 税	0	0	263	9,901,087	263	9,901,087
	固定資産税 都市計画税	0	0	109	10,867,644	109	10,867,644
	そ の 他	0	0	234	1,240,700	234	1,240,700
	合 計	0	0	606	22,009,431	606	22,009,431

6. 税制

(1) 令和5年度和泉市税の税率

税目	区分	課税客體	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	<p>○市内に住所を有する個人（均等割・所得割）</p> <p>○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割）</p>		1月1日
	法人	<p>○市内に事務所や事業所を有する法人（均等割・法人税割）</p> <p>○市内に寮・保養所などを有する法人で、その市内に事務所、事業所を有しないもの（均等割）</p> <p>○市内に事務所や事業所などを有する法人でない社団等で、収益事業を行わないもの（均等割）</p> <p>（注）法人格のない社団または財団等で収益事業を行う場合は、均等割だけでなく法人税割も課税されます。</p>		
固定資産税		<p>固定資産</p> <p>土地</p> <p>家屋</p> <p>償却資産</p>	固定資産の所有者	1月1日

課 税 標 準 及 び 税 率			申 告 期 限	納 期 限																																
○均等割 市民税 3,500円・府民税 1,800円 ○所得割			○市府民税申告書 3月15日 ○給与支払報告書 1月31日 ○公的年金支払報告書 1月31日 ○異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日	○普通徴収 第1期 令和5年 6月30日 第2期 令和5年 8月31日 第3期 令和5年10月31日 第4期 令和5年12月25日 ○特別徴収 毎月（6月～翌年5月）分 徴収の翌月10日																																
課税総所得金額	市民税	府民税																																		
一律	6%	4%																																		
合わせて10%																																				
○均等割 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税 率</th> </tr> <tr> <th>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</th> <th>市内事務所等の従業員数</th> <th>(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>2,100千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>180千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		税 率	「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数	(年額)	50億円を超える法人	50人超	3,600千円	50人以下	492千円	10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円	50人以下	492千円	1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円	50人以下	192千円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円	50人以下	156千円	1千万円以下の法人	50人超	144千円	上記以外の法人等		60千円	○中間（予定）申告 各事業年度開始の日以降6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内 ○確定申告 各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内	申告期限と同じ
区分		税 率																																		
「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数	(年額)																																		
50億円を超える法人	50人超	3,600千円																																		
	50人以下	492千円																																		
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円																																		
	50人以下	492千円																																		
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円																																		
	50人以下	192千円																																		
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円																																		
	50人以下	156千円																																		
1千万円以下の法人	50人超	144千円																																		
上記以外の法人等		60千円																																		
○法人税割 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年9月30日以前に開始する事業年度分</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>平成26年10月1日以後に開始する事業年度分</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日以後に開始する事業年度分</td> <td>8.4%</td> </tr> </tbody> </table>				税率	平成26年9月30日以前に開始する事業年度分	14.7%	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分	12.1%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	8.4%																										
	税率																																			
平成26年9月30日以前に開始する事業年度分	14.7%																																			
平成26年10月1日以後に開始する事業年度分	12.1%																																			
令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	8.4%																																			
○土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 ○償却資産 賦課期日における価格 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>土 地</td> <td>30万円未満</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>20 "</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150 "</td> </tr> </table>			}	土 地	30万円未満	}	1.4%	家 屋	20 "	償却資産	150 "	○償却資産の申告 1月31日	第1期 令和5年5月31日 第2期 令和5年8月1日 第3期 令和5年9月30日 第4期 令和5年11月30日																							
}	土 地	30万円未満		}	1.4%																															
	家 屋	20 "																																		
	償却資産	150 "																																		
○免税点 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>土 地</td> <td>30万円未満</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>20 "</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150 "</td> </tr> </table>			}	土 地	30万円未満	}	家 屋	20 "	償却資産	150 "																										
}	土 地	30万円未満		}																																
	家 屋	20 "																																		
	償却資産	150 "																																		

税目	区分	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
軽自動車税（種別割）	<ul style="list-style-type: none"> ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ○原動機付自転車、 軽自動車、 小型特殊自動車及び、 二輪の小型自動車の所有者 （使用者） 	4 月 1 日
市 た ば こ 税	売渡した製造たばこ	卸売販売業者等	
都 市 計 画 税	市街化区域内の土地・家屋	土地・家屋の所有者	1 月 1 日

課税標準及び税率		申告期限	納期限																																																																												
<p>○二輪車等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪 (125cc超250cc以下)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪 (250cc超)</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○軽自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">標準税率</th> <th colspan="3">軽課</th> </tr> <tr> <th>旧税率</th> <th>新税率</th> <th>重課</th> <th>25%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>5,200円</td> <td>3,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		税率	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	90cc超125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	小型特殊自動車	農耕用	2,400円	その他	5,900円	軽二輪 (125cc超250cc以下)		3,600円	小型二輪 (250cc超)		6,000円	車種区分		標準税率			軽課			旧税率	新税率	重課	25%軽減	50%軽減	75%軽減	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	-	-	2,700円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	-	-	1,300円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	-	-	1,000円	<p>○取得申告 所有者等となった日から15日以内</p> <p>○廃車申告 所有者等でなくなった日から30日以内</p>	令和5年5月31日
車種区分		税率																																																																													
原動機付自転車	50cc以下	2,000円																																																																													
	50cc超90cc以下	2,000円																																																																													
	90cc超125cc以下	2,400円																																																																													
	ミニカー	3,700円																																																																													
小型特殊自動車	農耕用	2,400円																																																																													
	その他	5,900円																																																																													
軽二輪 (125cc超250cc以下)		3,600円																																																																													
小型二輪 (250cc超)		6,000円																																																																													
車種区分		標準税率			軽課																																																																										
		旧税率	新税率	重課	25%軽減	50%軽減	75%軽減																																																																								
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円																																																																								
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	-	-	2,700円																																																																							
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円																																																																							
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	-	-	1,300円																																																																							
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	-	-	1,000円																																																																							
売渡し本数1,000本につき6,552円		当月の販売分につき翌月末日までに申告納付																																																																													
原則として、土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の0.3% 免税点 固定資産税が免税となるもの		固定資産税と併せて賦課徴収するため固定資産税の納期と同一																																																																													

(2) 和泉市税の税率の推移（昭和58年度以降）

税目		年度	昭和58年度	昭和59年度
市	個人	均等割(円)	1,500	同 左
		所得割	200万円以下 簡易税額表による 200万円超 7% 230万円〃 8〃 370万円〃 9〃 570万円〃 10〃 950万円〃 11〃 1,900万円〃 12〃 2,900万円〃 13〃 4,900万円〃 14〃	同 左
民	法人	均等割(円)	○資本等の金額50億円超 { 従業者 50人超 1,500,000 〃 50人以下 270,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 { 従業者 50人超 1,000,000 〃 50人以下 270,000 ○資本等の金額1億円超10億円以下 { 従業者 50人超 270,000 〃 50人以下 100,000 ○資本等の金額1千万円超1億円以下 { 従業者 50人超 100,000 〃 50人以下 80,000 ○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超 80,000 ○上記以外 27,000	○資本等の金額50億円超 { 従業者 50人超 3,600,000 〃 50人以下 480,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 { 従業者 50人超 2,100,000 〃 50人以下 480,000 ○資本等の金額1億円超10億円以下 { 従業者 50人超 480,000 〃 50人以下 180,000 ○資本等の金額1千万円超1億円以下 { 従業者 50人超 180,000 〃 50人以下 144,000 ○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超 144,000 ○上記以外 48,000
		法人税割	14.7%	同 左
固定資産税			1.4%	同 左
軽自動車税（種別割） （令和元年度以前の分については軽自動車税） （円）		○原付自転車 50cc以下 700 90cc以下 1,100 90cc超 1,450 ○小型・特殊 乗用 農耕作業用 1,450 その他 4,300 ○二輪の小型 3,650	○軽自動車 二輪 2,200 三輪 2,850 四輪以上 乗用 営業用 5,200 自家用 6,500 貨物用 営業用 2,900 自家用 3,650	○原付自転車 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ○小型・特殊 乗用 農耕作業用 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型 4,000
市たばこ税			18.1%	同 左
電気税			5%	同 左
ガス税			2%	同 左
特別土地保有税			保有分 1.4% 取得分 3%	同 左
都市計画税			0.3%	同 左

昭和60年度		昭和61・62年度	
2,000		同	左
400万円以下	簡易税額表による	20万円以下	2.5%
400万円超	9%	20万円超	3 "
570万円 "	10 "	45万円 "	4 "
950万円 "	11 "	70万円 "	5 "
1,900万円 "	12 "	95万円 "	6 "
2,900万円 "	13 "	120万円 "	7 "
4,900万円 "	14 "	220万円 "	8 "
		370万円 "	9 "
		570万円 "	10 "
		950万円 "	11 "
		1,900万円 "	12 "
		2,900万円 "	13 "
		4,900万円 "	14 "
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
○原付自転車	○軽自動車		
50cc以下 1,000	二輪 2,400		
90cc以下 1,200	三輪 3,100		
90cc超 1,600	四輪以上		
ミニカー 2,500	乗用		
○小型・特殊	営業用 5,500	同	左
農耕作業用 1,600	自家用 7,200		
その他 4,700	貨物用		
○二輪の小型 4,000	営業用 3,000		
	自家用 4,000		
従価割	14.3%	従価割	14.3%
従量割	1,000本につき350円	従量割	1,000本につき350円(S61.4.30迄)
		従量割	1,000本につき640円(S61.5.1以降)
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左

税目		年度		昭和63年度		平成元年度	
		均等割(円)		2,000		同 左	
市	個人	所得割	60万円以下	3%	120万円以下	3%	
			60万円超	5 "	120万円超	8 "	
			130万円 "	7 "	500万円 "	11 "	
			260万円 "	8 "			
			460万円 "	10 "			
			950万円 "	11 "			
			1,900万円 "	12 "			
民	法人	均等割(円)	○資本等の金額50億円超				
			{ 従業者 50人超	3,600,000	{ 従業者 50人超	2,100,000	
			{ " 50人以下	480,000	{ " 50人以下	480,000	
			○資本等の金額10億円超50億円以下				
			{ 従業者 50人超	480,000	{ 従業者 50人超	180,000	
			{ " 50人以下	180,000	{ " 50人以下	144,000	
			○資本等の金額1億円超10億円以下				
			{ 従業者 50人超	180,000	{ 従業者 50人超	144,000	
			{ " 50人以下	144,000	{ " 50人以下	48,000	
			○資本等の金額1千万円超1億円以下				
			従業者 50人超	144,000			
			○資本等の金額1千万円以下				
			従業者 50人超	48,000			
			○上記以外				
			48,000				
		法人税割	14.7%		同 左		
固定資産税			1.4%		同 左		
軽自動車税	(令和元年度以前の分については軽自動車税)	(円)	○原付自転車	○軽自動車			
			50cc以下 1,000	二輪 2,400			
			90cc以下 1,200	三輪 3,100			
			90cc超 1,600	四輪以上			
			ミニカー 2,500	乗用			
			○小型・特殊	営業用 5,500			
			農耕作業用 1,600	自家用 7,200			
			その他 4,700	貨物用			
			○二輪の小型 4,000	営業用 3,000			
				自家用 4,000			
市たばこ税			従価割 14.3%		1,000本につき1,997円		
			従量割 1,000本につき640円		旧3級品は1,000本につき948円		
電気税			5%		廃止		
ガス税			2%		廃止		
特別土地保有税			保有分 1.4%		同 左		
			取得分 3%				
都市計画税			0.3%		同 左		

平成2年度	平成3・4・5年度	平成6年度
同 左	同 左	同 左
同 左	160万円以下 3% 160万円超 8" 550万円" 11"	同 左
同 左	同 左	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,600,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 2,100,000 ○資本等の金額10億円超 従業者 50人以下 492,000 ○資本等の金額1億円超10億円以下 { 従業者 50人超 480,000 " 50人以下 192,000 ○資本等の金額1千万円超1億円以下 { 従業者 50人超 180,000 " 50人以下 156,000 ○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超 144,000 ○上記以外 60,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
—	—	—
—	—	—
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

税目		年度	平成7年度	平成8年度	平成9・10年度	
市 人 民 税	均等割(円)		2,000	2,500	同 左	
		所得割	200万円以下	3%		200万円以下 3%
			200万円超	8 "		200万円超 8 "
	700万円 "		11 "		700万円 " 12 "	
	均等割(円)	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超	3,600,000			
			○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超	2,100,000		
			○資本等の金額10億円超 従業者 50人以下	492,000		
			○資本等の金額1億円超10億円以下 従業者 50人超	480,000	同 左	同 左
				" 50人以下		
			○資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者 50人超	180,000		
" 50人以下	156,000					
○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超	144,000					
	○上記以外	60,000				
法人税割		14.7%	同 左	同 左		
固定資産税		1.4%	同 左	同 左		
軽自動車税(種別割) (令和元年度以前の分については軽自動車税) (円)		○原付自転車 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 ○小型・特殊 農耕作業用 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型 4,000	○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 四輪以上 乗用 営業用 5,500 自家用 7,200 貨物用 営業用 3,000 自家用 4,000	同 左	同 左	
市たばこ税		1,000本につき1,997円 旧3級品は1,000本につき948円	同 左	1,000本につき2,434円 旧3級品は1,000本につき1,155円		
電気税		—	—	—		
ガス税		—	—	—		
特別土地保有税		保有分 1.4% 取得分 3%	同 左	同 左		
都市計画税		0.3%	同 左	同 左		

平成11・12・13・14年度	平成15年度	平成16・17年度	平成18年度
同 左	同 左	3,000	同 左
200万円以下 3% 200万円超 8" 700万円" 10"	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
1,000本につき2,668円 旧3級品は1,000本につき1,266円	1,000本につき2,977円 旧3級品は1,000本につき1,412円	同 左	1,000本につき3,298円 旧3級品は1,000本につき1,564円
—	—	—	—
—	—	—	—
同 左	課 税 停 止	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左

税目		年度		平成19・20・21年度	平成22・23・24年度	平成25年度
		均等割(円)		3,000	同 左	100
市	個人	均等割		3,000	同 左	100
		所得割		一律 6%	同 左	一律 5.85%
民	法人	均等割(円)	○資本金等の額50億円超 従業者 50人超 3,600,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者 50人超 2,100,000 ○資本金等の額10億円超 従業者 50人以下 492,000 ○資本金等の額1億円超10億円以下 { 従業者 50人超 480,000 " 50人以下 192,000 ○資本金等の額1千万円超1億円以下 { 従業者 50人超 180,000 " 50人以下 156,000 ○資本金等の額1千万円以下 従業者 50人超 144,000 ○上記以外 60,000	同 左	同 左	
		法人税割	14.7%	同 左	同 左	
	固定資産税		1.4%	同 左	同 左	
軽自動車税(種別割)	(令和元年度以前の分については軽自動車税)	(円)	○原付自転車 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 ○小型・特殊 農耕作業用 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型 4,000 ○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 四輪以上 乗用 営業用 5,500 自家用 7,200 貨物用 営業用 3,000 自家用 4,000	同 左	同 左	
市たばこ税			1,000本につき3,298円 旧3級品は1,000本につき1,564円	1,000本につき4,618円 旧3級品は1,000本につき2,190円	1,000本につき5,262円 旧3級品は1,000本につき2,495円	
電気税			—	—	—	
ガス税			—	—	—	
特別土地保有税			課 税 停 止	同 左	同 左	
都市計画税			0.3%	同 左	同 左	

平成26年度	平成27年度	
3,500	同	左
一律 6%	同	左
同 左	同	左
同 左	14.7% (H26.10.1以後に開始する事業年度分から12.1%)	
同 左	同	左
同 左	同	左
同 左	同	左
—	—	
—	—	
同 左	同	左
同 左	同	左

税目		年度	平成28年度	平成29年度
市	均等割		3,500円	同左
	個人所得割		一律 6%	同 左
民 税	法人均等割	区分	税率 (年額)	同 左
		「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数	
	50億円を超える法人	50人超	3,600千円	
	50人以下	492千円		
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円		
	50人以下	492千円		
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円		
	50人以下	192千円		
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円		
	50人以下	156千円		
	1千万円以下の法人	50人超	144千円	
	上記以外の法人等		60千円	
	法人税割		12.1%	同 左
	固定資産税		1.4%	同 左
軽自動車税(種別割) (令和元年度以前の分については軽自動車税)	○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 ○軽自動車 旧税率 新税率 重課 軽課(75%・50%・25%) 三輪 3,100円 3,900円 4,600円 1,000円・2,000円・3,000円 四輪乗用営業用 5,500円 6,900円 8,200円 1,800円・3,500円・5,200円 〃 自家用 7,200円 10,800円 12,900円 2,700円・5,400円・8,100円 四輪貨物営業用 3,000円 3,800円 4,500円 1,000円・1,900円・2,900円 〃 自家用 4,000円 5,000円 6,000円 1,300円・2,500円・3,800円 小型特殊自動車 農 耕 用 2,400円 そ の 他 5,900円 ○二輪(250cc以下) 3,600円 ○二輪の小型自動車(250cc超) 6,000円	同 左		
市たばこ税	1,000本につき5,262円 旧3級品は1,000本につき2,925円	1,000本につき5,262円 旧3級品は1,000本につき3,355円		
電気税	-	-		
ガス税	-	-		
特別土地保有税	課税停止	同 左		
都市計画税	0.3%	同 左		

平成30年度	令和元年度
同左	同左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	12.1% (R1. 10. 1以後に開始する事業年度分から8. 4%)
同 左	同 左
同 左	同 左
1, 000本につき5, 262円(9. 30迄), 5, 692円(10. 1以降) 旧3級品は1, 000本につき4, 000円	1, 000本につき5, 692円 旧3級品は1, 000本につき4, 000円(9. 30迄)、5, 692円(10. 1以降)
-	-
-	-
同 左	同 左
同 左	同 左

年度		令和2年度	令和3年度																																
市	均等割	3,500円	同左																																
	個人所得割	一律 6%	同 左																																
民	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <th>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</th> <th>市内事務所等の従業員数</th> <th>(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>2,100千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>180千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		税率	「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数	(年額)	50億円を超える法人	50人超	3,600千円	50人以下	492千円	10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円	50人以下	492千円	1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円	50人以下	192千円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円	50人以下	156千円	1千万円以下の法人	50人超	144千円	上記以外の法人等		60千円	同 左
		区分		税率																															
「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数	(年額)																																	
50億円を超える法人	50人超	3,600千円																																	
	50人以下	492千円																																	
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円																																	
	50人以下	492千円																																	
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円																																	
	50人以下	192千円																																	
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円																																	
	50人以下	156千円																																	
1千万円以下の法人	50人超	144千円																																	
上記以外の法人等		60千円																																	
	法人税割	8.4%	同 左																																
	固定資産税	1.4%	同 左																																
	軽自動車税(種別割) (令和元年度以前の分については軽自動車税)	○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 ○軽自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧税率</th> <th>新税率</th> <th>重課</th> <th>軽課(75%・50%・25%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円・2,000円・3,000円</td> </tr> <tr> <td>四輪乗用営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円・3,500円・5,200円</td> </tr> <tr> <td>〃 自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円・5,400円・8,100円</td> </tr> <tr> <td>四輪貨物営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円・1,900円・2,900円</td> </tr> <tr> <td>〃 自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円・2,500円・3,800円</td> </tr> </tbody> </table> 小型特殊自動車 農 耕 用 2,400円 そ の 他 5,900円 ○二輪(250cc以下) 3,600円 ○二輪の小型自動車(250cc超) 6,000円		旧税率	新税率	重課	軽課(75%・50%・25%)	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円・2,000円・3,000円	四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円・3,500円・5,200円	〃 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円・5,400円・8,100円	四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円・1,900円・2,900円	〃 自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円・2,500円・3,800円	同 左		
	旧税率	新税率	重課	軽課(75%・50%・25%)																															
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円・2,000円・3,000円																															
四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円・3,500円・5,200円																															
〃 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円・5,400円・8,100円																															
四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円・1,900円・2,900円																															
〃 自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円・2,500円・3,800円																															
	市たばこ税	1,000本につき5,692円(9.30迄), 6,122円(10.1以降)	1,000本につき6,122円(9.30迄), 6,552円(10.1以降)																																
	電気税	-	-																																
	ガス税	-	-																																
	特別土地保有税	課税停止	同 左																																
	都市計画税	0.3%	同 左																																

年度		令和4年度	令和5年度
税目			
市 民 税	均等割	同左	同左
	個人所得割	同左	同左
	法人均等割	同左	同左
	法人税割	同左	同左
固定資産税		同左	同左
軽自動車税(種別割) (令和元年度以前の分については軽自動車税)		○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 ○軽自動車 旧税率 新税率 重課 軽課(75%・50%・25%) 三輪 3,100円 3,900円 4,600円 1,000円・2,000円・3,000円 四輪乗用営業用 5,500円 6,900円 8,200円 1,800円・3,500円・5,200円 " 自家用 7,200円 10,800円 12,900円 2,700円・ - 円・ - 円 四輪貨物営業用 3,000円 3,800円 4,500円 1,000円・ - 円・ - 円 " 自家用 4,000円 5,000円 6,000円 1,300円・ - 円・ - 円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 ○二輪(250cc以下) 3,600円 ○二輪の小型自動車(250cc超) 6,000円	同左
市たばこ税		1,000本につき6,552円	同左
電気税		-	-
ガス税		-	-
特別土地保有税		同左	同左
都市計画税		同左	同左

(3) 市町村税の税率等の推移

ア 市町村民税

(ア) 個人

年度 項目	昭和25年度	昭和26年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度
基礎控除	所得税に同じ				
配偶者控除					
扶養控除	所得税に同じ				
税率	均等割 400円～800円 所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和25年度 に限り(1)方式のみし かとれない。	均等割 300円～700円 所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 制限税率 10% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 制限税率 20%	所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20%	均等割 200円～600円 所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.50% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 制限税率 7.50% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 制限税率 15%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2) 以下左に同じ

昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.2% 3万円を超える金額 3.0% 8万円 " 3.7" 15万円 " 4.5" 30万円 " 5.2" 50万円 " 6.0" 80万円 " 6.7" 120万円 " 7.5" 200万円 " 8.2" 300万円 " 9.0"</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.6% 3万円を超える金額 3.7" 7万円 " 5.0" 12万円 " 6.4" 20万円 " 8.1" 35万円 " 10.0" 50万円 " 12.3" 80万円 " 15.0" 120万円 " 18.3" 160万円 " 22.5"</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率 3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0" 8万円 " 3.1" 15万円 " 3.5" 20万円 " 4.1" 30万円 " 4.4" 50万円 " 5.4" 80万円 " 5.5" 100万円 " 6.3" 120万円 " 6.5" 150万円 " 7.2" 200万円 " 7.4" 250万円 " 8.1" 300万円 " 8.3" 400万円 " 9.1" 500万円 " 9.2"</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率 3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5" 7万円 " 3.8" 13万円 " 4.3" 17万円 " 5.2" 25万円 " 5.8" 40万円 " 7.5" 60万円 " 7.9" 75万円 " 9.5" 90万円 " 10.0" 110万円 " 11.8" 140万円 " 12.3" 170万円 " 14.5" 200万円 " 15.1" 250万円 " 17.8" 300万円 " 18.5" 350万円 " 21.7"</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率 5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 20万円 " 4" 50万円 " 5" 100万円 " 6" 150万円 " 7" 250万円 " 8" 400万円 " 9" 600万円 " 10"</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率 3万円以下の金額 2% 3万円を超える金額 3% 8万円 " 4" 20万円 " 5" 40万円 " 6" 60万円 " 7" 80万円 " 8" 110万円 " 9" 140万円 " 11" 180万円 " 13" 270万円 " 16" 380万円 " 20" 580万円 " 24"</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率 5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 10万円を超える金額 4% 以下左に同じ</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和41年度	昭和42年度
基礎控除	9万円			10万円	
配偶者控除				(新設) 8万円	
扶養控除	1人目7万円 2人目以降3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者がある場合1人目5万円		前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者がある場合 1人目 6万円	扶養控除1人4万円 控除対象配偶者がない場合1人目7万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族1人4万円 控除対象配偶者がない場合 1人目 7万円
税 率	所得割 (1) 本文方式 準) 抱) 税 (2) 但書方式 率 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4" 50万円 " 5" 100万円 " 6" 150万円 " 7" 250万円 " 8" 400万円 " 9" 600万円 " 10" 1,000万円 " 11" 2,000万円 " 12" 3,000万円 " 13" 5,000万円 " 14"	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4" 70万円 " 5" 以下左に同じ	所得割の不均衡是正 1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の廃止) (2) 標準税率の法定 (段階、税率は左に 同じ) (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍の 率) 2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所得 控除とした。 (2) 専従者の税額控 除の最低限の法定 3 上記1、2による減 収については市町村民 税臨時減税補てん償に より元利とも補てんす ることとされた。	所得割 退職所得について は、42年1月1日から 現年分離課税額は、当 分の間算出税額の90%	

昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
9万円	10万円	11万円	13万円	14万円
扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者が不在場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者が不在場合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者が不在場合 1人目 12万円
		所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45, 46, 47年度 2.7% (ロ) 48, 49年度 3.4% (ハ) 50, 51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の 課税短期譲渡所得金額に対する 税額の110%相当額		

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
基礎控除	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族1人 14万円 老人扶養親族1人 6万円 配偶者がいない場合 16万円	扶養親族1人 17万円 老人扶養親族1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率	所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4" 80万円 " 5" 110万円 " 6" 150万円 " 7" 250万円 " 8" 400万円 " 9" 600万円 " 10" 1,000万円 " 11" 2,000万円 " 12" 3,000万円 " 13" 5,000万円 " 14"	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る 事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した 場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の110% 相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 長期譲渡所得のうち特定 市街化区域内農地等の譲渡 所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得 税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)		均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 1,700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3) その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円

昭和52年度	昭和54年度
20万円	21万円
20万円	21万円
扶養親族1人 19万円 老人扶養親族1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族1人 20万円 老人扶養親族1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

(注) 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	昭和55年度
基礎控除		22万円
配偶者控除		22万円
扶養控除		扶養親族1人 22万円 老人扶養親族1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族1人 26万円
均等割		標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 2,000円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,500円 (3) その他の市町村 年額 1,000円 制限税率 上記区分による (1) 年 額 2,600円 (2) 年 額 2,000円 (3) 年 額 1,400円
所得割		(1) 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (55～57年度) イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額
税率		

(注) 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。

昭和56年度	昭和58年度
(新設) 老人控除対象配偶者 23万円	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円
	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族1人 25万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え 8,000万円以下の金額の2分の1の額と8,000万円を超える金額 の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円 を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金 額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える 部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るもので ある場合</p> <p>イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える 金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るもので ある場合</p> <p>イ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円 以下である場合</p> <p>上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>ロ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円 を超える場合</p> <p>160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額 と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の 税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金 額の4%に相当する金額との合計額</p>

(注) 1. 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。
2. 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度
基礎控除	25万3千円	26万円	
配偶者控除	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円
扶養控除	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円
税 率	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 2,500円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3) その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度) (イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係る ものである場合 イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円 を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期課税所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係る ものである場合 イ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額 が4,000万円以下である場合 (a) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (b) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ロ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額 が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を 加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額 を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課 税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場 合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲 渡所得 (61～63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を 控除した金額の5%に相当する金額との合計額	

- (注) 1. 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除 について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
2. 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。
3. 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

昭和63年度	平成元年度
28万円	
控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)	
扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円	
所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(昭和63～平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得(昭和63～平成3年度)	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年度～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特別の適用を受けるものを除く。) イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額が4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	
	昭和63年12月改正による	平成2年度
基礎控除	30万円	
配偶者控除	控除対象配偶者 30万円 老人控除対象配偶者 35万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 44万円 配偶者特別控除 30万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)	老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円
扶養控除	扶養親族 1人 30万円 老人扶養親族 1人 35万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 44万円 同居老親等扶養親族 1人 42万円 (新設)特定扶養親族 1人 35万円 (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 49万円	老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円 (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円
税率	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4% (2) 資産合算課税制度の廃止	

平成3年度	平成4・5年度
31万円	
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される）	
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円	
所得割 (1) 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、その適用期間を平成10年度まで延長。 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち、優良住宅地等の譲渡所得（平成4年度～9年度） 3.4% (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得、平成4年度限りで廃止。なお、平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡については、5.8%で課税。 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、平成5年度から2.7%の税率が適用される特別控除後の譲渡益を4,000万円から6,000万円に引き上げる。 (ニ) 長期譲渡所得のうち、上記(イ)、(ロ)、(ハ)以外の譲渡所得（平成5年度～）	みなし法人課税を選択した場合の課税の特例措置を平成5年度限りで廃止。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成6年度	平成7・8年度
基礎控除	31万円	33万円
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される）
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 特定扶養親族 1人 41万円 老人扶養親族（障害者を含む） 1人 38万円 同居老親扶養親族（障害者を含む） 1人 45万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円
税率	所得割 ○特別減税 所得割額の20%を減税。 （ただし、府民税と合わせて20万円が限度。） (f) 特別徴収 6月及び7月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を8月から翌年5月までの10ヶ月間で徴収。 (p) 普通徴収 第1期分で特別減税額を控除。	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11% (2) 特別減税 所得割額の15%を減税。 （ただし、府民税と合わせて2万円が限度。） (f) 特別徴収 6月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を7月から翌年5月までの11ヶ月間で徴収。 (p) 普通徴収 第1期分で特別減税額を控除。 (3) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 （平成8年度） (f) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 5.5% (p) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える部分 6%

平成9年度	平成10年度
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3%</p> <p>200万円を超える金額 8%</p> <p>700万円 〃 12%</p> <p>(2) 特別減税の廃止</p> <p>(3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 9%</p> <p>(4) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する税率12%、その適用期間を平成15年度まで延長。</p> <p>(5) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 3%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超え8,000万円以下の部分 5.5%</p> <p>(ハ) 課税長期譲渡所得金額のうち8,000万円を超える部分 6%</p> <p>(6) 土地等の譲渡に係る短期譲渡所得に対する税率 9%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 特別減税</p> <p>納税者……………17,000円</p> <p>扶養親族等1人につき…………… 8,500円</p> <p>(イ) 特別徴収</p> <p>6月分の市・府民税を徴収しないで、特別減税額を控除したあとの年税額を7月から翌年5月までの11か月間で徴収。</p> <p>(ロ) 普通徴収</p> <p>第1期分で特別減税額を控除。第1期分で控除しきれない分は、第2期以降順次控除。</p> <p>(2) 土地建物等の長期譲渡所得のうち、優良住宅地等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える部分 4%</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成11年度	平成12年度
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 61万円	
扶養控除	特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特別障害者控除 30万円	特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 // 10% (2) 定率の税額控除 所得割額の15%を減税。 (ただし、府民税と合わせて4万円が限度。) (3) 土地等の譲渡等に係る事業所得等に対する課税の特例 11年度より3年間適用しない。 (4) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する課税の特例 11年度より廃止。 (5) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 (i) 課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円以下の部分 4% (ii) 課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円を超える部分 5.5%	所得割 (1) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 4%

平成13年度	平成14・15年度
<p>(1) 所得割の非課税限度額の引上げ 低所得者層の税負担に配慮するため、総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（改正前31万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。</p> <p>(2) 均等割の非課税限度額の引上げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円（改正前18万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととした。</p>	<p>(1) 所得割の非課税限度額の引上げ 低所得者層の税負担に配慮するため、総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円（改正前32万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。</p> <p>(2) 均等割の非課税限度額の引上げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に24万円（改正前19万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととした。</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する個人の市民税の申告分離課税制度を創設する。 平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に、商品先物取引をした場合における一定の個人の所得については、他の所得と分離して市民税100の4（府民税100分の2）の税率により申告を通じて課税する。</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成16年度	平成17年度
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除 (配偶者の所得379,999円以下に対する上乗せ部分の 廃止)
扶養控除		
税率	<p>(1) 所得割の非課税限度額の引下げ 総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円(改正前36万円)を加算した金額)以下である者については、所得割を課さないこととした。</p> <p>(2) 均等割の非課税限度額の引下げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に22万円(改正前24万円)を加算した金額)以下である者については、均等割を課さないこととした。</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>(4) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>(1) 上場株式等以外の株式譲渡所得に対する税率 3.4%</p> <p>(2) 分離長期譲渡所得 (イ) 一般の長期譲渡所得に対する税率 3.4% (ロ) 優良住宅地等に係る長期譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分 2.7% ② " 2,000万円を超える部分 3.4%</p> <p>(3) 分離短期譲渡所得 (イ) (ロ)以外の短期譲渡所得に対する税率 6% (ロ) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に対する税率 3.4%</p> <p>(4) 生計同一の妻に対する均等割非課税措置の廃止 均等割の納義務を負う夫と生計を共にし、かつ同じ市内に住所を有する妻に対して均等割を非課税とする措置が廃止された。但し、経過措置として平成17年度は2分の1が減額、平成18年度からは全額課税とされた。</p>

平成18年度	平成19年度
<p>(1) 65歳以上の人の非課税措置の廃止 65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されました。ただし、昭和15年1月2日以前の生まれで、かつ前年の合計所得金額が125万円以下の人には、経過措置が講じられます。</p> <p>(2) 公的年金等控除額の見直し 平成17年度まで65歳以上の人の公的年金等に対しては最低140万円の控除がありましたが、この控除は平成18年度から最低120万円までに引き下げられました。</p> <p>(3) 老年者控除の廃止 平成17年度まで65歳以上で前年の合計所得金額が1000万円以下の人に老年者控除（48万円）が適用されていたが、この控除が廃止されました。</p> <p>(4) 均等割および所得割が非課税となる所得限度額の引下げ ア、所得割の非課税限度額の引上げ 総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円（改正前22万円）を加算した金額）以下である者については所得割を課さないことにした。 イ、均等割の非課税限度額の引下げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円（改正前22万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないことにした。</p> <p>(5) 定率減税の見直し 平成17年度まで所得割額の15%相当額（4万円）が減税されていましたが、平成18年度から所得割7.5%の相当額（上限2万円）に減税額が引き下げられました。</p>	<p>(1) 税率を10%に統一（市民税6%、府民税4%） 市・府民税所得割の税率が3段階から一律10%に統一されました。</p> <p>(2) 定率減税の廃止</p> <p>(3) 老年者の市・府民税の非課税措置が廃止されましたが経過措置がとられています。 昭和15年1月2日以前生まれで、かつ合計所得金額が125万円以下の方は税額の3分の1を減額</p> <p>(4) 人的控除の差額が調整されます。 所得税と市・府民税の人的控除に差があるため、税源移譲による負担増を調整するため市・府民税所得割額から減額されます。</p> <p>(5) 分離課税等の税率割合の変更 総合課税を行わない分離課税に係る都道府県分と市町村分の税率割合を税源移譲後の割合に合わせ一部を除き、市民税：府民税＝3：2とされます。</p> <p>(ア) 一般の譲渡の場合 3%</p> <p>(イ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合 2000万円以下の部分 2.4% 2000万円超の部分 3%</p> <p>(ウ) 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合 6000万円以下の部分 2.4% 6000万円超の部分 3%</p> <p>(エ) 短期譲渡所得に対する税率の計算 国または地方公共団体に対する土地等の譲渡に対する税率 3% 国または地方公共団体以外に対する土地等の譲渡に対する税率 5.4%</p> <p>(オ) 株式等に係る譲渡の場合 3%</p> <p>(カ) 上場株式等を譲渡した場合 1.8%</p> <p>(キ) 先物取引に係る雑所得等に係る課税の場合 3%</p> <p>(6) 配当控除の控除率の変更 株式の配当所得がある人の算出所得割から差し引く配当控除の控除率に変更されます。</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成21年度	平成22年度
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税 率	<p>(1) 市民税・府民税の公的年金等からの特別徴収制度の導入 公的年金等にかかる市民税・府民税の納税義務者(均等割・所得割)のうち、平成21年4月1日現在において老齢基礎年金等の給付を受けている65歳以上の人を対象に10月支給分の公的年金等から特別徴収されます。</p> <p>(2) 市民税・府民税における寄附金税制の拡充 (イ) これまでの寄附金控除(基本控除)の見直し 市民税・府民税における寄附金控除の寄付金対象額が5千円超に引き下げられ、上限は総所得金額等の30%に引き上げられました。 (ロ) 地方公共団体に対する寄附金税制の拡充(ふるさと納税) 個人が地方公共団体に対し、年間で5千円を超える寄付をされた場合、上記(基礎控除)と、下記(特例控除)の合計額が市・府民税(所得割)から控除されます。</p> <p>(基礎控除)[寄附金-5千円]×10% (特例控除)[寄附金-5千円]×[90%-所得税の限界税率]</p> <p>※(特例控除)の額については、市・府民税(所得割)の1割が上限です。 ※所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率のことです。 ※日本赤十字社・共同募金会に対する寄附金については上記の(基本控除)のみの適用で(特例控除)は適用されません。</p>	<p>(1) 平成22年度分市・府民税より、市・府民税住宅ローン控除申告書の提出が不要となります。 住宅ローン控除の算定については、事業所より提出される給与支払報告書または、確定申告書等により算出。</p> <p>(2) 上場株式等に係る配当・譲渡所得に対する軽減税率の延長 平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われる譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して、申告分離課税により課される個人市・府民税所得割の税率については、3% (市民税1.8%、府民税1.2%) の軽減税率とする措置が平成23年12月31日まで延長されました。</p> <p>(3) 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税制度の創設 平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得の金額については申告分離課税を選択できる制度が創設されました。 この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択適用することとし、総合課税を選択した場合には配当控除の適用を受けることができますが、申告分離課税を選択した場合には配当控除の適用を受けることができません。 ※平成21年1月1日から23年12月31日まで 総合課税：市・府民税10% 所得税5~40% 分離課税：市・府民税3% (市民税1.8%、府民税1.2%) 所得税7%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算特例の創設 平成22年度分以後の個人市・府民税については、前年分の上場株式等の譲渡損失または前年以内3年の譲渡損失があるとき「申告分離課税」を選択した上場株式等の配当所得との間で、損益通算ができる特例が創設されました。また、源泉徴収選択取選択を活用した方式については、平成22年1月1日から適用となります。</p>

平成24年度	平成25年度
<p>(1) 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除廃止 (2) 年齢16歳以上19歳未満の控除上乗せ部分(12万円)が廃止、扶養控除の額が33万円に変更。</p>	
<p>(1) 同居の特別障害者に係る障害者控除の見直し 扶養親族が控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除が配偶者控除の額に23万円を加算する措置を、特別障害者控除に23万円を加算する措置に変更。</p> <p>(2) 公的年金等を受給されている方の確定申告の手続が変更 所得税法の一部が改正されたことにより、平成23年分の確定申告から、公的年金の収入の合計金額が400万円以下で、なおかつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告書の提出が不要。</p> <p>(3) 寄附金控除の拡充 平成23年1月1日以降に支出する寄附金について、寄附金控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より少額の寄付でも税額控除の対象となります。 【基本控除】対象:全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金、日本赤十字社大阪府支部又は大阪府共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認を得たもの。 計算方法:(寄附金-2千円)×10% 【特例控除(ふるさと納税)】対象:全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金。 計算方法:(寄附金-2千円)×(90%-所得税の限界税率) ※特例控除については、市・府民税(所得割)の1割が上限</p> <p>※所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率のことです。 ※寄附金控除対象限度額は、総所得金額等の合計額の30%です。</p> <p>(4) 分離所得に係る特例措置の延長 ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%の軽減措置(府民税1.2%市民税1.8%)の特例を2年延長。 ・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%の軽減税率の特例を2年延長。 ・源泉徴収選択口座における特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3%軽減税率の特例を2年延長。 ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行日の延長 ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日としました。</p>	<p>(1) 減税 平成25年度に限り、個人市民税平均5%の減税を実施。市民税均等割額を3,000円から100円とし、市民税所得割の税率は6%から5.85%に変更。</p> <p>(2) 生命保険料控除の見直し 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等については今までの生命保険料控除とは別に、介護保障・医療保障を内容とする保険について新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除のそれぞれ適用限度額が28,000円、合計適用額が70,000円となります。 ※平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に関しては、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額35,000円)が適用されます。</p> <p>・新契約にかかる生命保険料控除額の計算方法</p> <p>年間支払保険料等12,000円まで 支払保険料等の全額 " 12,001円から32,000円まで 支払保険料等×1/2+6,000円 " 32,001円から56,000円まで 支払保険料等×1/4+14,000円 " 56,001円以上 一律28,000円</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成26年度	平成27年度
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税 率	<p>(1) 市・府民税の均等割額の見直し 東日本大震災からの復興に関し自治体を実施する防災施策に必要な財源確保のための臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税・府民税均等割額にそれぞれ500円が加算。</p> <p>(2) 公的年金所得者の寡婦（寡夫）控除の簡素化 公的年金等に係る所得以外の所得（給与所得等）を有しなかった人で、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、年金保険者に扶養控除申請書を提出（寡婦（寡夫）欄を記入）することにより、市・府民税申告書の提出が不要。</p> <p>(3) ふるさと寄附金税額控除（特例控除額）の見直し 平成25年から平成49年までの復興特別所得税（2.1%）が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受ける場合は、所得税を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることとなります。これにより地方公共団体への寄附金（ふるさと寄附金）に係る市・府民税の税額控除（特例控除）について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、復興特別所得税分（2.1%）に対応する率が調整されます。 ○改正後の特例控除額 ＝（寄附金額-2,000円）×（90%-（0～40%の所得税率×1.021））</p> <p>(4) 給与所得控除の見直し 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられた。</p>	<p>(1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除） 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、居住日の適用期間が平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長。市・府民税から控除される控除限度額は、以下のとおり。 ・居住年が平成26年3月31日までは、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円） ・居住年が平成26年4月1日から平成29年12月31日まで （注）は、所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円） （注）住宅に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限る。</p> <p>(2) 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止 上場株式等の配当・譲渡所得の税率については、10%軽減税率（市民税1.8%、府民税1.2%、所得税7%）が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は本則税率である20%（市民税3%、府民税2%、所得税15%）が適用される。</p> <p>(3) 市・府民税配当割額・株式等譲渡所得割額控除額の変更 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止にともない、市・府民税の配当割額・株式等譲渡所得割額控除額も変更。上場株式の配当・譲渡所得（源泉徴収がある特定口座）については所得税とあわせて市・府民税が源泉徴収されるが、市・府民税の税率は、平成25年12月31日までは3%、平成26年1月1日以降は5%となる。当該所得については、確定申告は不要であるが、納税者自身の選択により確定申告した場合は、翌年度の市・府民税から配当割額・株式等譲渡所得割額を税額控除する。</p>

平成28年度	平成29年度
<p>(1) ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ 地方団体に対する寄附金に係る特例控除額について、道府県民税及び市町村民税の所得割の100分の20に相当する金額を限度とする。</p> <p>(2) 住宅ローン減税制度の適用期限の延長 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を1年半延長（平成31年6月末）。</p> <p>(3) 森林環境税の創設 大阪府では、平成28年度から平成31年度までの4年間、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源（森林環境税）を確保するため、府民税均等割額に300円を加算。</p>	<p>(1) 給与所得控除の見直し 給与収入 給与所得控除額（上限額） 1,200万円 230万円</p> <p>(2) 市民税・府民税申告書等のマイナンバーの記入 平成29年度市民税・府民税申告（平成28年分確定申告）から、申告書へのマイナンバーを記入</p> <p>(3) 金融所得課税の一体化等の見直し 特定公社債等の利子所得及び譲渡所得について、申告分離課税の選択を可能とし、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算との損益通算と繰越控除が可能となる。</p> <p>(4) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける人は、申告書等を提出する際に、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要</p> <p>(5) 公的年金からの市・府民税の特別徴収制度の変更 平成29年4・6・8月（仮徴収税額）から、税制改正により「前年度年間市・府民税額の6分の1の額」に変更</p> <p>(6) 住宅借入金等特別税額控除の特例措置の延長 控除限度額を所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）とする特例措置について、居住年月日を平成29年12月31日から令和元年6月30日までに延長。</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成30年度	令和元年度
基礎控除		
配偶者控除		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除及び配偶者特別控除の適用範囲・控除額の見直し (1) 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が納税者自身の合計所得金額に応じて適用。 (2) 配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が76万円から123万円に拡大。
扶養控除		
税率	<p>(1) 給与所得控除の見直し 給与収入 給与所得控除額（上限額） 1,000万円 220万円</p> <p>(2) 医療費控除の手続きの改正 医療費の領収書の添付が不要となり、医療費の明細書の作成及び添付が必要。医療費の領収書は申告期間から5年間、自身で保管が必要。</p> <p>(3) 医療費控除の特例の創設 スイッチOTC医薬品を、年間12,000円を超えて購入した場合、購入費用のうち12,000円を超える額を所得控除することが可能。</p>	<p>(1) 住宅借入金等特別控除の適用手続きの要件緩和 令和元年度以後の市・府民税において、納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合にも、住宅ローン控除が適用されることとなる。</p> <p>(2) 住宅借入金等特別税額控除の特例措置の延長 控除限度額を所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）とする特例措置について、居住年月日を令和元年6月30日から令和3年12月31日までに延長。</p>

令和2年度	令和3年度										
	<table border="1"> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>基礎控除額</td> </tr> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </table>	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし
合計所得金額	基礎控除額										
2,400万円以下	43万円										
2,400万円超2,450万円以下	29万円										
2,450万円超2,500万円以下	15万円										
2,500万円超	適用なし										
	<p>(1) 給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う配偶者控除・配偶者特別控除の適用範囲の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限がそれぞれ38万円から48万円、38万円超123万円以下から48万円超133万円以下に拡大。 <p>(2) 配偶者控除・配偶者特別控除の重複控除の適用範囲の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除及び配偶者特別控除の適用は、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととした。 ・配偶者控除を受けている場合、その配偶者が配偶者特別控除を適用できないこととした。 										
	<p>給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う扶養控除の適用範囲の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族の合計所得金額の上限が38万円から48万円に拡大。 										
<p>(1) 住宅借入金等特別控除の拡充</p> <p>令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の適用期間が3年間延長。(10年間→13年間)</p> <p>(2) 寄付金税額控除の見直し</p> <p>令和元年6月1日以後に指定対象外の団体に対して支出された寄付金はふるさと納税の対象外となる。市・府民税に係る寄付金控除の特例控除額部分是对象外であるが、所得税の所得控除及び市・府民税の基本控除額部分是对象となり控除される。</p> <p>(3) 森林環境税の延長</p> <p>大阪府において府民税均等割に300円加算する措置が令和5年度まで延長。</p>	<p>(1) 調整控除の見直し</p> <p>合計所得金額2,500万円を上限額とする。</p> <p>(2) 給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等に対する非課税措置の合計所得金額の上限が125万円から135万円に拡大。 ・家内労働特例が65万円から55万円に変更。 ・均等割の非課税限度額の合計所得金額が35万円×人数+21万円から35万円×人数+21万円+10万円へ拡大。また、単身者は35万円から45万円へ拡大。 ・所得割の非課税限度額の合計所得金額が35万円×人数+32万円から35万円×人数+32万円+10万円へ拡大。また、単身者は35万円から45万円へ拡大。 ・勤労学生控除の適用上限が、合計所得金額65万円以下で合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下から、合計所得金額75万円以下で合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下へ拡大。 <p>(3) 給与所得控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除を一律10万円引き下げることとした。 ・給与所得控除の給与等の適用上限を収入金額850万円に引き下げることとした。 <p>(4) 公的年金等控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等控除を一律10万円引き下げることとした。 ・公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合一律10万円、2,000万円を超える場合一律20万円をさらに引き下げることとした。 ・公的年金等の金額が1,000万円を超える場合、195万5,000円を上限とする。 <p>(5) 未婚のひとり親に対する税制上の措置</p> <p>婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、ひとり親控除が適用される。また、合計所得金額135万円以下の者を非課税対象とする。</p> <p>(6) 寡婦(寡夫)控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親控除の新設に伴い、寡夫控除を廃止することとした。 ・子以外の扶養親族を持つ寡婦についても500万円以下の所得制限を設けた。 <p>(7) イベント中止に伴う入場料等の払戻請求権を放棄した方への寄付金控除</p> <p>政府の自粛要請を受けて中止したイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した分は寄付金控除として適用される。ただし、文化庁・スポーツ庁のホームページに記載しているもので、20万円を上限とする。</p> <p>(8) 住宅借入金等特別控除の適用要件の弾力化</p> <p>令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば特例措置(適用期間13年)が適用される。</p> <p>(9) 住宅借入金等特別税額控除の特例措置の延長</p> <p>控除限度額を所得税の課税総所得金額の7%(最高136,500円)とする特例措置について、居住年月日を令和3年12月31日から令和4年12月31日までに延長。</p>										

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	令和4年度
基礎控除	
配偶者控除	
扶養控除	
税 率	<p>(1) 住宅借入金特別控除の特例の延長等 令和元年10月1日から令和3年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の適用期間10年間→13年間へ拡充する特例措置の適用期限が令和4年12月31日まで1年間延長。 また、住宅借入金当特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）とする特例措置について、居住年月日を令和4年12月31日までに延長。</p> <p>(2) セルフメディケーション税制の適用期間延長 スイッチOTC医薬品を、年間12,000円を超えて購入した場合、購入費用のうち12,000円を超える額を所得控除とする特例措置について、居住年月日を令和8年12月31日まで5年間延長。</p> <p>(3) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加。</p> <p>(4) 退職所得課税の見直し 法人役員等以外の方で、勤続年数5年以下の方について、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税対象としていたが、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分については、2分の1ではなく全額を課税対象とする。</p>

令和5年度
(1) 非課税判定における未成年者の年齢引き下げについて 民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は、市・府民税の課税判定における未成年者にはあたらないこととなる。
(2) 住宅ローン控除の適用期限の延長等 令和4年1月から令和7年12月までに入居した場合、新たに住宅ローン控除の適用対象となる。 ・一定の省エネ基準を満たす新築住宅等については、令和4～7年入居につき13年。 ・その他新築住宅については、令和4～5年入居につき13年。令和6～7年入居につき10年。 ・既存住宅については、令和4～7年入居につき10年。

(イ) 法人

項目	年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度
税率		均等割 標準税率 (制限税率) 人口50万以 上の市 2,400円 (4,000円) 人口5万以 上50万未満 の市 1,800円 (3,000円) 上記以外の 市並びに 町村 1,200円 (2,000円)	法人税割 標準税率 15% 制限税率 16%	法人税割 標準税率 12.5%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9%	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%	均等割 標準税率(制限税率) 1 資本の金額又は出資金 が1千万円を超える法人 及び保険業法に規定する 相互会社 年額4,000円(7,000円) 2 上記法人以外の法人等 年額2,400円(4,000円)

昭和45年度	昭和49年度	昭和51年度	昭和52年度
法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億 円を超え、かつ、市町村内に有す る事務所等の従業者の数の合計数 が100人超の法人 (2) 資本の金額又は出資金額が1億 円を超える法人で(1)以外のもの及 び資本の金額又は出資金額が1千 万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超え、かつ、市町村内に有する事 務所等の従業者の数の合計数が100人 超の法人 年額 80,000円 (134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超える法人で(1)以外のもの及び資 本の金額又は出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 24,000円 (40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円 (13,000円)

昭和53年度	昭和56年度
<p>標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 800,000円（1,000,000円）</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 400,000円（560,000円）</p> <p>(3) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本の金額又は出資金が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円（134,000円）</p> <p>(4) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円（40,000円）</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000円（13,000円）</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 800,000円（1,000,000円）</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 400,000円（560,000円）</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円（134,000円）</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円（40,000円）</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000円（13,000円）</p> <p>法人税割</p> <p>標準税率 12.3%</p> <p>制限税率 14.7%</p>

昭和58年度	昭和59年度
<p>均等割</p> <p>標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,200,000円（1,500,000円）</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 700,000円（1,000,000円）</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 160,000円（270,000円）</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 60,000円（100,000円）</p> <p>(5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 48,000円（80,000円）</p> <p>(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000円（27,000円）</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円</p>

(市町村民税「法人」つづき)

年度	昭和60年度～平成5年度
項目	均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 400,000円 (4) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 150,000円 (6) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 120,000円 (8) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円
税率	

平成6年度	平成27年度～令和元年度
均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (4) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円	法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1% ※新税率は平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から適用 均等割 平成27年4月1日以降に開始する事業年度については、「資本金等の額」が「資本金に資本準備金を加えた額」を下回る場合は、「資本金に資本準備金を加えた額」をもとに判断する。

令和2年度	令和3年度
法人税割 標準税率 6.0% 制限税率 8.4% ※新税率は令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から適用	法人税割 標準税率 6.0% 制限税率 8.4%

イ 固定資産税

項目	昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和34年度	昭和39年度
税率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
その他	免税点 1万円	免税点 償却資産 3万円	免税点 償却資産 5万円	大規模償却資産 に対する特例及 び基準年度制度 が創設された。	免税点 償却資産 10万円 国有資産等所在 市町村交付金、 公所有資産所在 市町村納付金制 度が創設され た。	免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円	(1) 新評価制度の実 施に伴い土地につ いて税額の激変緩 和の暫定措置が講 じられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和39年度 ～ 昭和40年度) 土地 2万4千円

項目	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和48年度
その他	大規模償却資産 に対する課税制 度額の引上げ措 置が講じられ た。	(1) 新評価制 度の実施に 伴う土地の 新たな負担 調整措置が 講じられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産 に対する課税制 度額の引上げ措 置が講じられ た。	百分の1.7を超 える税率で課す 市町村は、一定 の場合を除き、 その旨を自治大 臣に届け出るこ ととされた。	評価替えに伴い 上昇率25倍以上 の宅地等につ いて新たな負担調 整率が設けられ た。	市街化区域内 の農地につ いて、税負担の 激変を緩和し つつ課税適正 化を図るため の措置が講じ られた。な お、昭和47年 度分に限り特 例措置が講じ られた。	(1) 住宅用地の課税 標準を価格の2分 の1の額とする特 例を設けるととも に、税負担の激変 緩和のための調整 措置を講じながら 昭和50年度から評 価額を基礎として 課税する措置が講 じられた。 (2) 三大都市圏の特 定の都市の市街化 区域内に所在する A農地及びB農地 について課税の適 正化を図るための 措置が講じられ た。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

項目	年度	昭和49年度	昭和51年度	昭和54年度	昭和57年度
その他		<p>(1) 200㎡以下の住宅用地 (200㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居1戸につき200㎡までの住宅用地)について、課税標準をその価格の4分の1の額とする措置が講じられた。</p> <p>(2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した税額とする措置が講じられた。</p> <p>(3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講じられた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和51年度から昭和53年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 農地 昭和39年度以来税額が据え置かれていたが、昭和51年度から昭和53年度まで段階的な課税の適正化措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が1年据え置かれた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地(新適用市街化区域農地)について課税の適正化を図るとともに、A、B農地(既適用市街化区域農地)について宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。</p>

項目	年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
その他		<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。</p>	<p>日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。</p>	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の処置が講じられた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講じられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。</p>

(固定資産税つづき)

項目	年度	平成3年度	平成6年度								
その他		<p>(1) 宅地等 評価替に伴い、平成3年度から平成5年度まで、昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。 尚、住宅用地と法人所有に係る非住宅用地について、全面的に負担調整率が改正された。</p> <p>(2) 農地 評価替に伴い、平成3年度から平成5年度まで、昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。 尚、次の改正が行われた。 ○長期営農継続農地制度は、平成3年度限りで廃止される。 ○平成4年度以降、生産緑地の指定を受けたものを除き、三大都市圏の特定市の全ての市街化区域内農地が宅地並課税となる。</p> <p>(4) 免税点の引き上げが行われた。 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>(1) 宅地等 ①評価替に伴い小規模住宅用地（200㎡以下）について、課税標準をその価格の6分の1に、また一般住宅用地（200㎡を超える部分）については3分の1とする措置が講じられた。 ②評価額（住宅用地については、①の特例率を乗じた額）の上昇割合が1.8倍を超える土地（宅地・宅地比準によるもの）については、評価の上昇割合に応じて暫定的な課税標準の特例措置（平成6年度～平成8年度）が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の上昇割合</th> <th>暫定特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.8倍を超え、4倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4倍を超え、7.5倍以下のもの</td> <td>価格の2/3</td> </tr> <tr> <td>7.5倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③評価替に伴い平成6年度から平成8年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 一般農地 評価替に伴い平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 評価替に伴い、税負担の増加を抑制するために、課税標準の特例措置の拡充（価格の1/3とする。）が図られた。</p>	評価の上昇割合	暫定特例率	1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4	4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3	7.5倍を超えるもの	価格の1/2
評価の上昇割合	暫定特例率										
1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4										
4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3										
7.5倍を超えるもの	価格の1/2										

項目	年度	平成7年度・平成8年度								
その他		<p>(1) 宅地等 ① 地価の下落に対応するため、平成6年度からの特例措置に加え、平成7年度と平成8年度の2年間に限り、評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上昇割合</th> <th>臨時特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.4倍を超え、4.8倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4.8倍を超え、6倍以下のもの</td> <td>価格の3/5</td> </tr> <tr> <td>6倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平成7年度から平成8年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 特定市街化区域農地 宅地等と同様、暫定的な特別措置に加え、臨時的な課税標準の特例措置（平成7年度・平成8年度）が講じられた。</p>	上昇割合	臨時特例率	2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4	4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5	6倍を超えるもの	価格の1/2
上昇割合	臨時特例率									
2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4									
4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5									
6倍を超えるもの	価格の1/2									

(固定資産税つき)

年度	項目	平成9年度～平成11年度																																																		
	その他	<p>宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。</p> <p>① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8を超えるもの</td> <td>評価額を0.8まで引き下げた額</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.8以下</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.6未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 小規模住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.8を超えるもの	評価額を0.8まで引き下げた額	0.6以上0.8以下	1.00（据置）	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.6未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15
負担水準	負担調整率																																																			
0.8を超えるもの	評価額を0.8まで引き下げた額																																																			
0.6以上0.8以下	1.00（据置）																																																			
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）																																																			
0.4以上0.6未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			
負担水準	負担調整率																																																			
0.8以上	1.00（据置）																																																			
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）																																																			
0.4以上0.8未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			
負担水準	負担調整率																																																			
0.8以上	1.00（据置）																																																			
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）																																																			
0.4以上0.8未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			

年度	項目	平成12年度～平成13年度																																																		
	その他	<p>宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。</p> <p>① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.75を超えるもの</td> <td>評価額を0.75まで引き下げた額</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.75以下</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.6未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 小規模住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.75を超えるもの	評価額を0.75まで引き下げた額	0.6以上0.75以下	1.00（据置）	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.6未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15
負担水準	負担調整率																																																			
0.75を超えるもの	評価額を0.75まで引き下げた額																																																			
0.6以上0.75以下	1.00（据置）																																																			
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）																																																			
0.4以上0.6未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			
負担水準	負担調整率																																																			
0.8以上	1.00（据置）																																																			
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）																																																			
0.4以上0.8未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			
負担水準	負担調整率																																																			
0.8以上	1.00（据置）																																																			
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）																																																			
0.4以上0.8未満	1.025																																																			
0.3以上0.4未満	1.05																																																			
0.2以上0.3未満	1.075																																																			
0.1以上0.2未満	1.1																																																			
0.1未満	1.15																																																			

年度	平成14年度																		
項目	<p>宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。</p>																		
そ の 他	<p>① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.70を超えるもの</td> <td>評価額を0.70まで引き下げた額</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.70以下</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.6未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額	0.6以上0.70以下	1.00（据置）	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.6未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15
	負担水準	負担調整率																	
	0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額																	
	0.6以上0.70以下	1.00（据置）																	
	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）																	
	0.4以上0.6未満	1.025																	
	0.3以上0.4未満	1.05																	
	0.2以上0.3未満	1.075																	
	0.1以上0.2未満	1.1																	
	0.1未満	1.15																	
<p>② 小規模住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15			
負担水準	負担調整率																		
0.8以上	1.00（据置）																		
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）																		
0.4以上0.8未満	1.025																		
0.3以上0.4未満	1.05																		
0.2以上0.3未満	1.075																		
0.1以上0.2未満	1.1																		
0.1未満	1.15																		
<p>③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15			
負担水準	負担調整率																		
0.8以上	1.00（据置）																		
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）																		
0.4以上0.8未満	1.025																		
0.3以上0.4未満	1.05																		
0.2以上0.3未満	1.075																		
0.1以上0.2未満	1.1																		
0.1未満	1.15																		

年度	平成15年度																		
項目	<p>宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。</p>																		
そ の 他	<p>① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.70を超えるもの</td> <td>評価額を0.70まで引き下げた額</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.70以下</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.6未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額	0.6以上0.70以下	1.00（据置）	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.6未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15
	負担水準	負担調整率																	
	0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額																	
	0.6以上0.70以下	1.00（据置）																	
	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																	
	0.4以上0.6未満	1.025																	
	0.3以上0.4未満	1.05																	
	0.2以上0.3未満	1.075																	
	0.1以上0.2未満	1.1																	
	0.1未満	1.15																	
<p>② 小規模住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15			
負担水準	負担調整率																		
0.8以上	1.00（据置）																		
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																		
0.4以上0.8未満	1.025																		
0.3以上0.4未満	1.05																		
0.2以上0.3未満	1.075																		
0.1以上0.2未満	1.1																		
0.1未満	1.15																		
<p>③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15			
負担水準	負担調整率																		
0.8以上	1.00（据置）																		
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																		
0.4以上0.8未満	1.025																		
0.3以上0.4未満	1.05																		
0.2以上0.3未満	1.075																		
0.1以上0.2未満	1.1																		
0.1未満	1.15																		

年度	平成16年度～平成17年度																																																		
項目																																																			
そ の 他	<p>宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。</p> <p>又、制限税率（2.1%）が廃止された。</p> <p>① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.70を超えるもの</td> <td>評価額に0.70を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.70以下</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.6未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 小規模住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.70を超えるもの	評価額に0.70を乗じて得た額	0.6以上0.70以下	1.00（据置）	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.6未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15
	負担水準	負担調整率																																																	
	0.70を超えるもの	評価額に0.70を乗じて得た額																																																	
	0.6以上0.70以下	1.00（据置）																																																	
	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																	
	0.4以上0.6未満	1.025																																																	
	0.3以上0.4未満	1.05																																																	
	0.2以上0.3未満	1.075																																																	
	0.1以上0.2未満	1.1																																																	
	0.1未満	1.15																																																	
負担水準	負担調整率																																																		
0.8以上	1.00（据置）																																																		
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																		
0.4以上0.8未満	1.025																																																		
0.3以上0.4未満	1.05																																																		
0.2以上0.3未満	1.075																																																		
0.1以上0.2未満	1.1																																																		
0.1未満	1.15																																																		
負担水準	負担調整率																																																		
0.8以上	1.00（据置）																																																		
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																		
0.4以上0.8未満	1.025																																																		
0.3以上0.4未満	1.05																																																		
0.2以上0.3未満	1.075																																																		
0.1以上0.2未満	1.1																																																		
0.1未満	1.15																																																		

年度	平成18年度～平成23年度																		
項目	土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3ヵ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。																		
そ の 他	<p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以上</td> <td>前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%以上80%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準・・・前年度課税標準額/（今年度評価額×住宅用地特例率） ※住宅用地特例率・・・1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「今年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「今年度評価額×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準・・・前年度課税標準額/今年度評価額</p>	負担水準	今年度の課税標準額	80%以上	前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】	20%以上80%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額	負担水準	今年度の課税標準額	70%超	「今年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「今年度評価額×20%」の額
	負担水準	今年度の課税標準額																	
	80%以上	前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】																	
	20%以上80%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額																	
	負担水準	今年度の課税標準額																	
	70%超	「今年度評価額×70%」の額																	
	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き																	
	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「今年度評価額×20%」の額																	

年度	平成24年度～平成25年度																		
項目	土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3ヵ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。																		
そ の 他	<p>※住宅用地の負担水準については、平成24年度に80%から90%に引き上げられました。</p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%以上90%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×90%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×90%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準・・・前年度課税標準額/（今年度評価額×住宅用地特例率） ※住宅用地特例率・・・1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「今年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「今年度評価額×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準・・・前年度課税標準額/今年度評価額</p>	負担水準	今年度の課税標準額	90% 以上	前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】	20%以上 90% 未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率× 90% 」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率× 90% 」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額	負担水準	今年度の課税標準額	70%超	「今年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「今年度評価額×20%」の額
	負担水準	今年度の課税標準額																	
	90% 以上	前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】																	
	20%以上 90% 未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率× 90% 」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率× 90% 」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額																	
	負担水準	今年度の課税標準額																	
	70%超	「今年度評価額×70%」の額																	
	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き																	
	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】																	
	20%未満	「今年度評価額×20%」の額																	

年度 項目	平成26年度～令和2年度										
そ の 他	<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3カ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p>※住宅用地の負担水準については、平成26年度に90%から100%に引き上げられ、①住宅用地および②商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）共に課税標準額の算出内容が変更となっています。</p>										
	<p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>「今年度評価額×住宅用地特例率」の額</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額	20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】		
	負担水準	今年度の課税標準額									
	100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額									
	20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】									
	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】									
	<p>※負担水準…前年度課税標準額/(今年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p>										
	<p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「今年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	70%超	「今年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】
	負担水準	今年度の課税標準額									
	70%超	「今年度評価額×70%」の額									
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き										
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】										
20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】										
<p>※負担水準…前年度課税標準額/今年度評価額</p>											

年度 項目	令和3年度										
そ の 他	<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3カ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p>※令和3年度に限り、①住宅用地においては、本来の課税標準額（今年度の価格に1/6又は1/3を乗じた額）が前年度の課税標準額を超える場合は、今年度の課税標準額を前年度の課税標準額と同額に据置く措置が講じられ、②商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）においては、本来の課税標準額が前年度の課税標準額を超える場合は、今年度の課税標準額を前年度の課税標準額と同額に据置く措置が講じられています。</p>										
	<p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>「今年度評価額×住宅用地特例率」の額</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額	20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】		
	負担水準	今年度の課税標準額									
	100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額									
	20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】									
	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】									
	<p>※負担水準…前年度課税標準額/(今年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p>										
	<p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「今年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	70%超	「今年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】
	負担水準	今年度の課税標準額									
	70%超	「今年度評価額×70%」の額									
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き										
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】										
20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】										
<p>※負担水準…前年度課税標準額/今年度評価額</p>											

年度	令和4年度																		
項目																			
その他	<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3カ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p>※令和4年度に限り、景気回復を期すため、激変緩和の観点から、②商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）において、負担水準が60%未満の場合、課税標準額を「前年度の課税標準額+今年度評価額×2.5%（通常5%）」の額とする措置が講じられています。</p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>「今年度評価額×住宅用地特例率」の額</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度課税標準額/（今年度評価額×住宅用地特例率） ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「今年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×2.5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×2.5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度課税標準額/今年度評価額</p>	負担水準	今年度の課税標準額	100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額	20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】	負担水準	今年度の課税標準額	70%超	「今年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×2.5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×2.5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】
負担水準	今年度の課税標準額																		
100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額																		
20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】																		
20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】																		
負担水準	今年度の課税標準額																		
70%超	「今年度評価額×70%」の額																		
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き																		
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×2.5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】																		
20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×2.5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】																		

年度	令和5年度																		
項目																			
その他	<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3カ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>「今年度評価額×住宅用地特例率」の額</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度課税標準額/（今年度評価額×住宅用地特例率） ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「今年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度課税標準額/今年度評価額</p>	負担水準	今年度の課税標準額	100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額	20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】	負担水準	今年度の課税標準額	70%超	「今年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】
負担水準	今年度の課税標準額																		
100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額																		
20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】																		
20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】																		
負担水準	今年度の課税標準額																		
70%超	「今年度評価額×70%」の額																		
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き																		
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】																		
20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】																		

ウ 軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税）

項目	年度	昭和25年度	昭和30年度	昭和36年度	昭和40年度	昭和51年度
税 率	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc 1,000円	軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 営業用 2,500円	四輪以上のもの 乗用 4,500円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc 超 年額 1,300円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを 含む。） 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗 用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,200円 貨物用 { 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円 小型特殊自動車 農耕作業用 年額 1,300円 その他 年額 3,900円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円 制限税率 標準税率の1.2倍	
	昭和29年度 原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷 車税が自転車荷 車税に統合され た。	昭和33年度 自転車荷車税 が廃止され、原 動機付自転車を 軽自動車及び二 輪の小型自動車 とあわせて軽自 動車税が創設さ れた。 二輪の 小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円				

エ 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

項目	年度	昭和29年度	昭和31年度	昭和33年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度
税 率	(創 設) 税 率 10/115	税 率 9%	税 率 11%	税 率 12%	税 率 13.4%	税 率 15%	

項目	年度	平成元年度	平成9年度	平成11年度
税 率	名称が市町村たばこ税に変更された 平成元年4月1日以降の売渡し分 従量割 廃止 税 率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	税 率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円	税 率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,266円	

昭和54年度	昭和59年度	昭和60年度	平成27年度
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc 超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 { 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円 小型特殊自動車 農耕作業用 年額 1,450円 その他 年額 4,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む） 年額 2,400円 三輪のもの 乗用 年額 3,100円 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 年額 3,000円 営業用 年額 4,000円 自家用 年額 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 年額 1,600円 その他 年額 4,700円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下(ニ)に掲げるものを除く。) 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc超 年額 2,500円</p>	<p>新税率</p> <p>平成27年度4月1日以降に新車登録した車両 軽三輪 年額 3,900円 四輪以上のもの 乗用 { 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用 { 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円</p>

昭和42年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円	税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円 ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に 行われた売渡し等分については、 特例措置として、 1,000本につき290円を加算。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。

平成15年度	平成18年度	平成22年度	平成25年度
税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,412円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,564円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円

- (注) 1. 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2. 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

(軽自動車税つき)

項目	年度	平成28年度							
税 率	○二輪車等								
	車種区分		税 率						
	原動機付自転車	50 c c 以下		2,000円					
		50 c c 超90 c c 以下		2,000円					
		90 c c 超125 c c 以下		2,400円					
		ミニカー		3,700円					
	小型特殊自動車	農耕用		2,400円					
		その他		5,900円					
	軽二輪 (125 c c 超250 c c 以下)		3,600円						
	小型二輪 (250 c c 超)		6,000円						
	○軽自動車								
	車種区分		標準税率			軽 課			
			旧税率	新税率	重 課	25%軽減	50%軽減	75%軽減	
	三 輪		3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円	
	四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	2,900円	1,900円	1,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円	3,800円	2,500円	1,300円
	令和元年度								
	令和元年10月1日より、環境性能割が創設。それに伴い現行の軽自動車税を軽自動車税（種別割）に名称変更								
令和4年度									
○軽自動車									
車種区分		標準税率			軽 課				
		旧税率	新税率	重 課	25%軽減	50%軽減	75%軽減		
三 輪		3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円		
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	-	-	2,700円	
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円	
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	-	-	1,300円	
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	-	-	1,000円	

(市町村たばこ税つき)

項目	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
税 率	紙巻たばこ等	紙巻たばこ等	紙巻たばこ等	紙巻たばこ等	紙巻たばこ等	紙巻たばこ等	製造たばこ等	製造たばこ等
	1,000本につき 5,262円	1,000本につき 5,262円	1,000本につき 5,262円 (9.30迄)	1,000本につき 5,692円 (10.1以降)	1,000本につき 5,692円	1,000本につき 5,692円(9.30迄)	1,000本につき 6,122円(9.30迄)	1,000本につき 6,552円
	旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ			
	1,000本につき 2,925円	1,000本につき 3,355円	1,000本につき 4,000円	1,000本につき 4,000円	1,000本につき 4,000円 (9.30迄)			
					5,692円 (10.1以降)			
						6,122円(10.1以降)	6,552円(10.1以降)	

オ 電気税及びガス税（電気ガス税）

項目	年度	昭和25年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
税率等		税率 0.1	免税点制度が創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率（綿紡等） 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円

項目	年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度
税率等		免税点 電気 月 700円 ガス 月 1,400円	免税点 電気 月 800円 ガス 月 1,600円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000円 ガス 月 2,100円	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5%（1月以降） 免税点 1,200円 2,000円（1月以降） 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4% ガス税 税率 5% 4%（1月以降） 免税点 2,700円 4,000円（1月以降）

項目	年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和57年度	平成元年度
税率等		ガス税 免税点 7,000円 (6月以降)	電気税 免税点 3,600円 (5月以降) ガス税 免税点 10,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 12,000円 (6月以降)	電気税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止

(電気ガス税 つづき)

項目 \ 年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度
税率等	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%	免税点 ガス 月 800円	免税点 電気 月 500円 ガス 月 1,000円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600円 ガス 月 1,200円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%

項目 \ 年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
税率等	電気税 軽減税率(毛紡績糸・生糸等) 2% ガス税 税率 3%	電気税 軽減税率(メリヤス等) 2% ガス税 税率 3% (52年1月以降)	電気税 免税点 2,400円 (6月以降) ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)	ガス税 免税点 6,000円 (6月以降)

カ 都市計画税

項目	年度	昭和31年度	昭和39年度	昭和41年度	昭和45年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和51年度
税率等		都市計画税が創設された。税率0.2%	税率の激変緩和の暫定措置が講じられた。	昭和41年度から昭和43年度までの新たな負担調整措置が講じられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講じられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講じられた。なお昭和47年度分に限り特例措置が講じられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講じられた。	昭和51年度から昭和53年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。

昭和53年度	昭和54年度	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度
制限税率0.3%に引き上げられた。	昭和54年度から昭和56年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 昭和57年度から昭和59年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 昭和60年度から昭和62年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。	昭和63年度から平成2年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。

(都市計画税 つづき)

項目	年度	平成3年度	平成6年度								
税率等		平成3年度から平成5年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。	<p>(1) 宅地等</p> <p>① 評価替えに伴い小規模住宅用地（200㎡以下）について、課税標準をその価格の3分の1に、また一般住宅用地（200㎡を超える部分）については3分の2とする措置が講じられた。</p> <p>② 評価額（住宅用地については、①の特例率を乗じた額）の上昇割合が1.8倍を超える土地（宅地・宅地比準によるもの）については、評価の上昇割合に応じて暫定的な課税標準の特例措置（平成6年度～平成8年度）が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の上昇割合</th> <th>暫定特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.8倍を超え、4倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4倍を超え、7.5倍以下のもの</td> <td>価格の2/3</td> </tr> <tr> <td>7.5倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 評価替えに伴い平成6年度から平成8年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 生産緑地の指定を受けた農地 評価替えに伴い平成6年度から平成8年度まで固定資産税の一般農地と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 評価替えに伴い、税負担の増加を抑制するために、課税標準の特例措置（価格の2/3とする。）が講じられた。</p>	評価の上昇割合	暫定特例率	1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4	4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3	7.5倍を超えるもの	価格の1/2
評価の上昇割合	暫定特例率										
1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4										
4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3										
7.5倍を超えるもの	価格の1/2										

平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成15年度								
<p>(1) 宅地等</p> <p>① 地価の下落に対応するため、平成6年度からの特例措置に加え、平成7年度と平成8年度の2年間に限り、評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上昇割合</th> <th>臨時特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.4倍を超え、4.8倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4.8倍を超え、6倍以下のもの</td> <td>価格の3/5</td> </tr> <tr> <td>6倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 特定市街化区域農地 宅地等と同様、暫定的な特例措置に加え、臨時的な課税標準の特例措置（平成7年度・平成8年度）が講じられた。</p>	上昇割合	臨時特例率	2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4	4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5	6倍を超えるもの	価格の1/2	<p>(1) 宅地等 地価の下落に対応するため、平成6年度、平成7年度に加え、新たな負担調整措置が講じられた。</p>	<p>固定資産税課税標準額の算定方法と同様の特例措置を講じ、その差額を減額する措置が講じられた。</p>	<p>固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。</p>
上昇割合	臨時特例率										
2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4										
4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5										
6倍を超えるもの	価格の1/2										

キ 木材引取税

年度	昭和25年度	昭和27年度	昭和32年度	昭和33年度	平成元年度
項目	税率 5%	課税標準を容積とすることができるとされた。	税率 4%	税率 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

ク 特別土地保有税

年度	昭和48年度	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度
項目	特別土地保有税が創設された。	(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。	(1) 昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間10年を超える土地が課税対象外とされた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成2年3月31日まで2年間に限り延長されるとともに昭和63年4月1日以後に取得される土地について免税点が330㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては200㎡）に引き下げられた。 なお適用期間について、平成4年度の改正により、平成4年3月31日まで2年間延長され、更に平成4年度の改正により、平成5年3月31日までに延長された。
税率等	保有分 1.4% 取得分 0.3%	(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課することとされた。	(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和63年3月31日まで3年間に限り延長された。	

平成3年度	平成6年度	平成10年度	平成11年度	平成15年度
(1) 市街化区域内において、保有期間10年を超える土地（昭和57年4月1日以後に取得した土地）については、課税対象外とする措置が撤廃された。 (2) 三大都市圏の特定市において昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税について10年間に限り免税点（標準面積）が1,000㎡に引き下げられた。 (3) 遊休土地に対して課する特別土地保有税が創設された。課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として、都市計画決定された区域内の1000㎡以上の一団の土地。	三大都市圏の特定市の市街化区域における課税の特例措置（いわゆるミニ保有税）の対象から平成6年1月1日以後に取得された土地を除外。	(1) 土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予・納税義務の免除制度の創設。 (2) 地価下落に対応した課税標準額（取得価額）の簡易な修正制度の創設。 (3) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて課税対象から除外する。 (4) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（標準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止し、本則による免税点を適用する。 (5) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）の経過措置を廃止する。	(1) 自己使用要件の廃止。（非課税土地・恒久的な建物等の用に供する土地） (2) 徴収猶予中の土地を一定の住宅・宅地供給事業のために譲渡する場合に徴収猶予を継続する制度の創設。（2年間の時限措置） (3) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間の延長措置を創設。	土地の保有及び平成15年1月1日以後の取得に対して課する特別土地保有税の課税措置が停止された。

令和5年度版

税 務 統 計

令和5年12月発行

編集兼
発行

和泉市総務部税務室 市民税担当・資産税担当・納税担当

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
0725-41-1551（代表番号）

市民税担当 0725-99-8108（直通番号）

資産税担当 0725-99-8107（直通番号）

納税担当 0725-99-8109（直通番号）